

令和8年（2026年）度 学 校 要 覧



学校法人 高野山学園

高野山高等学校

〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町高野山 212

電 話 (0736) 56 - 2204

F A X (0736) 56 - 3705

<https://www.koyasan-h.ed.jp>

校訓

身のこなし美しく

口にいつも

ありがとう

意こころにおもいやりの

優しさあり

生徒信条

剛ごう
毅き

朴ぼく
訥とつ

純じゅん
潔けつ

目 次

1. 建学の精神	1
2. 学校の概況	2
(1) 学校の沿革	2
(2) 校地及び校舎	5
(3) 校舎平面図	6
(4) 校舎見取り図	7
3. 学園役員・教職員	8
(1) 学校法人高野山学園役員	8
(2) 教職員組織	8
4. 教育計画	10
(1) 教育目標	10
5. 全日制課程	11
(1) 教育課程	11
(2) 令和8年度 高野山高等学校 組織図	12
(3) 使用教科書(全日制)	13
(4) 生徒会組織	14
(5) 令和8年度 年間行事計画	16
(6) 令和8年度 在籍状況	18
(7) 出身都道府県別生徒数	19
(8) 宗教科在籍生徒数	19
(9) 卒業生の進路	20
(11) 飛泉寮・清泉寮・弁天寮 寮則	22
(12) 防災計画 系統図	24
(イ) 自衛消防隊組織表	24
(ロ) 各室管理分担	25
(13) 令和8年度 学校安全計画	26
6. 広域通信制課程	28
(1) 教育課程・使用教科書	28
(2) 生徒状況	30
(3) 教育環境	30
(4) 協力校	30
(5) サポート校	30
7. 図書館概要	31
8. 校則	32
(1) 全日制課程	32
(2) 広域通信制課程	37
9. 高野山高等学校育友会	42
10. 高野山高等学校同窓会	45
11. 部活動後援会	48



今川泰伸理事長



橋本真人校長



校舎全景

1. 建学の精神

宗祖弘法大師が、828年、京都に綜藝種智院を開設して、王朝貴族、権門の私塾、官学に対向して、一般庶民にこれを開放し、食費、学用品までも支給して、人民の知性と教養と道徳性を高める運動を起こされたが、これぞわが国の機会均等の教育思想の始まりで、国民教育の嚆矢であることは、歴史の伝えるところである。

本校はその大師が、高野山開創とともに、末徒の修禅研修の道場として勸学院制度を設定された歴史と伝統を継ぐもので、学園の沿革史にもつまびらかな如く、時代に即応して学制は幾たびも変遷してきたが、常に四恩に報じ、十善の道義心を堅め、三密（身・口・意）実践の精神を高め、「知・情・意」円満なる人間性ゆたかにして、自他平等のもとに、自由にして独自の創造性を伸ばし、人間の尊厳に徹した教育を施し、自覚と自律の精神を涵養して、世のため、人のためになる人材を養成することをもって建学の精神としている。

つまり千古の靈域を環境として、身心の琢磨練成に努め、理想の人間像に一歩一歩近づけてゆく教育が本校の建学の精神といえよう。

2. 学校の概況

(1) 学校の沿革

明治19年5月1日	古義真言宗尋常中学林として興山寺跡（現金剛峯寺別・奥殿）に古義大学林に併置して創立。三ヵ年課程を以て初歩の自他宗学を教授する。 学頭獅岳快猛
明治22年7月18日	学頭獅岳快猛遷化
明治22年8月28日	原心猛学頭に就任
明治28年7月1日	5月30日付内務省調令に基づき、学制を更新し、学科及び学年の編制を改め、自他宗学の外に普通学科を加える。 学頭原心猛辞任
明治38年6月6日	密門宥範学頭に就任
明治38年6月6日	密門宥範学頭に就任
明治39年6月15日	「三密」第1号を発行する。
明治41年4月1日	私立古義真言宗聯合高野中学林と称す。第4学年を置く。
明治42年4月1日	第5学年を置き、5年制確立さる。
明治43年3月19日	徴兵猶予、文官任用の資格の特典付与さる。
大正4年12月10日	学頭密門宥範辞任
大正4年12月10日	東条隆哲 初代学長に就任
大正5年3月15日	私立真言宗高野山中学と改称、大学から分離独立する。
大正8年4月11日	在家（檀信徒）の子弟の入学を許可する。
大正8年4月23日	東条隆哲学長辞任
大正8年4月23日	丹生実栄 2代学長に就任
大正10年10月22日	校歌作定 亀山久雄作詞、沢康雄作曲
大正11年10月17日	谷上運動場落成記念大運動会を開く。
大正12年5月5日	寄宿舎東寮開舎式挙行。寮歌を作定する。
大正14年3月14日	谷上の校舎竣成す。興山寺跡にあった旧校舎から移転する。
大正14年5月9日	丹生実栄学長辞任
大正14年5月9日	穂月聖憲 3代学長に就任
大正15年3月22日	高野山中学と改称する。
昭和3年11月1日	寄宿舎北寮竣成す。
昭和4年5月26日	同窓会結成す。
昭和6年2月27日	校旗制定さる。
昭和7年11月2日	穂月聖憲学長辞任。目黒隆見監事学長事務取扱に任ぜらる。
昭和8年2月20日	長谷部琢道 4代学長に就任
昭和11年11月11日	講堂竣成
昭和12年3月23日	長谷部琢道学長辞任
昭和12年3月23日	吉川法城 5代学長に就任
昭和12年10月11日	創立50周年記念祭挙行。校門、武道場建設さる。
昭和17年9月15日	吉川法城学長辞任
昭和17年9月15日	草繫全弘 6代学長に就任
昭和18年11月3日	図書館竣成
昭和22年12月11日	草繫全弘学長辞任
昭和22年12月12日	大西寛純 7代学長に就任
昭和23年4月1日	学制改革により、高野山高等学校と改称する。 修業年限3年、男女共学となる。 大西寛純 初代校長に就任
昭和23年6月19日	P T A 結成、佐藤円長初代会長に就任
昭和24年4月30日	大西寛純校長辞任
昭和24年5月1日	上田天瑞高野山大学長 2代校長を兼任
昭和26年2月16日	上田天瑞校長辞任
昭和26年2月17日	草繫全弘 3代校長に就任
昭和26年5月1日	創立記念日を期して、現在の校章を制定する。 高野山中学の伝統をいかし、三宝鳥の羽に「中」とあったものを三宝鳥に「高」とする。
昭和26年11月17日	生徒会結成。「生徒会会則」作定す。
昭和30年6月19日	体育館竣成、三笠宮殿下の御台臨を得て開館式を挙行する。
昭和31年10月8日	創立70周年記念式典挙行。恩師の碑、和泉猪之吉先生胸像建立さる。
昭和33年2月1日	愛宕寮竣成（職員寮）
昭和33年3月1日	草繫全弘校長辞任、名誉校長となる。
昭和33年3月1日	水生宥啓 4代校長に就任
昭和36年9月16日	第二室戸台風により、校舎大損害を受ける。

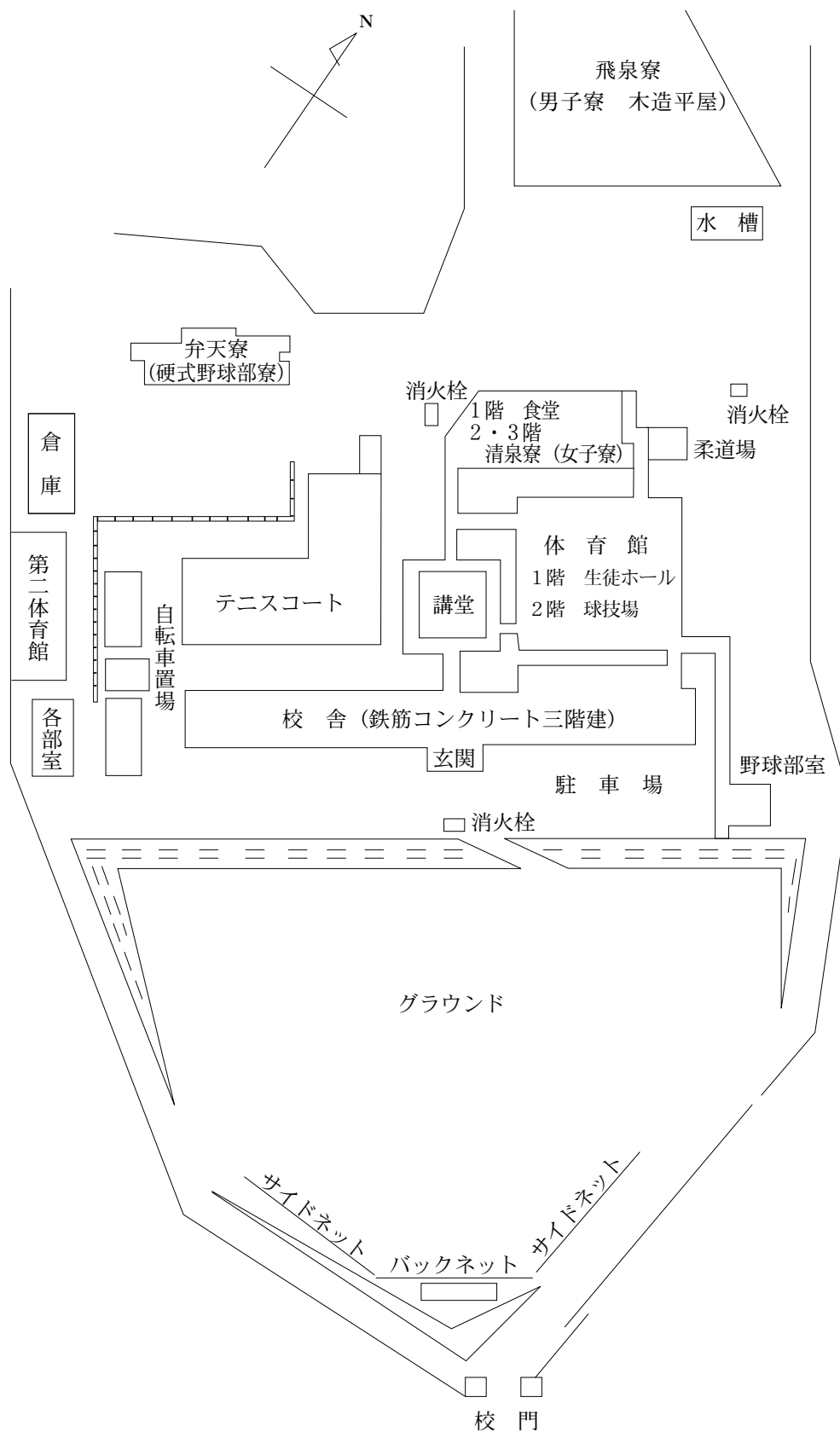
昭和 37 年 8 月 1 日	寄宿舎食堂竣成
昭和 40 年 5 月 10 日	青雲寮竣成
昭和 40 年 9 月 30 日	水生宥啓校長辞任
昭和 40 年 10 月 1 日	亀山久雄 5 代校長に就任
昭和 41 年 3 月 28 日	第 38 回全国高等学校選抜野球大会に出場。
昭和 41 年 9 月 1 日	校長公舎竣成
昭和 41 年 10 月 15 日	創立 80 周年記念式典挙行
昭和 43 年 11 月 25 日	寄宿舎竣成
昭和 44 年 9 月 28 日	柔道場竣成
昭和 44 年 10 月 4 日	草繫全弘名誉校長遷化
昭和 48 年 3 月 31 日	亀山久雄校長辞任
昭和 48 年 4 月 1 日	山階清弘 6 代校長に就任
昭和 48 年 4 月 5 日	青雲寮を茜寮と改名し女子寮とする。
昭和 49 年 7 月 1 日	生徒ホール竣成
昭和 50 年 3 月 20 日	職員住宅竣成
昭和 50 年 3 月 30 日	旧職員寮を改築し、女子寮とする。
昭和 51 年 10 月 11 日	創立 90 周年記念式典挙行
昭和 53 年 5 月 10 日	校舎建築地鎮、着工式を挙行
昭和 54 年 4 月 19 日	校舎竣工式
昭和 55 年 10 月 16 日	寄宿舎竣工
昭和 56 年 3 月 14 日	女子寮竣工
昭和 56 年 5 月 23 日	草繫全弘先生胸像建立、和泉猪之吉先生胸像移転。
昭和 57 年 11 月 18 日	韓国東国大学校師範大学附属高等学校と姉妹結縁。
昭和 59 年 4 月 1 日	女子寮を野球部寮に移行
昭和 59 年 7 月 31 日	グラウンド改修工事完成
昭和 59 年 10 月 29 日	韓国東国大学校師範大学附属中学校と姉妹結縁。
昭和 60 年 4 月 1 日	体育館を雨天練習場とする。
昭和 61 年 4 月 23 日	新体育館竣工
昭和 61 年 10 月 15 日	創立 100 周年記念式典挙行
昭和 62 年 3 月 31 日	山階清弘校長辞任
昭和 62 年 4 月 1 日	亀岡弘昭 7 代校長に就任
昭和 63 年 4 月 9 日	寄宿舎第三号館竣工
昭和 63 年 8 月 8 日	第 70 回全国高校野球選手権記念大会に出場。
平成 2 年 4 月 16 日	第二体育館竣工
平成 6 年 4 月 1 日	全日制課程宗教科（男女共学）新設
平成 7 年 5 月 7 日	寄宿舎第二号館改修完了
平成 8 年 4 月 1 日	女子寮再開
平成 8 年 10 月 18 日	創立 110 周年記念式典挙行
平成 8 年 12 月 17 日	多目的グラウンド落成
平成 11 年 3 月 31 日	亀岡弘昭校長辞任
平成 11 年 4 月 1 日	備前有隆 8 代校長に就任 全日制課程普通科に海外留学コース新設 インターネット上に本校のホームページを開設
平成 11 年 9 月 1 日	
平成 13 年 3 月 31 日	備前有隆校長辞任
平成 13 年 4 月 1 日	添田隆昭 9 代校長に就任
平成 13 年 12 月 21 日	全日制課程宗教科（男女共学）が文部科学省より認可される。
平成 14 年 4 月 1 日	全日制課程普通科に総合コース（総合学力、国際福祉）、スポーツWコースをもうける。
平成 16 年 4 月 1 日	全日制課程普通科総合コースを廃止し、国際福祉コース、京都大学文系特別進学コースをもうける。
平成 18 年 10 月 1 日	創立 120 周年記念式典挙行
平成 20 年 3 月 10 日	京都大学文系特別進学コースより、京都大学経済学部へ合格
平成 21 年 3 月 31 日	添田隆昭校長辞任
平成 21 年 4 月 1 日	岡部観栄 10 代校長に就任 全日制課程普通科海外留学コース・サポーターコースを廃止し、総合コース（介護福祉士養成系、留学系、自己探求系）をもうける。 京都大学文系特別進学コースを京都大学特別進学コースに改称

平成 21 年 7 月 16 日	献血推進運動により厚生労働大臣表彰状受賞
平成 22 年 4 月 1 日	全日制課程普通科京都大学特別進学コース、マスターズコース、総合コースを廃止し、同普通科に AL 進学、自己探求、介護福祉士養成、スポーツをもうける。
平成 23 年 4 月 11 日	講堂本尊 大日如来像 入仏式（仏師木村光秀師寄贈）
平成 24 年 3 月 31 日	岡部観栄校長辞任
平成 24 年 4 月 1 日	岡本彌久 11 代校長に就任
平成 26 年 4 月 1 日	普通科 介護福祉士養成を廃止 普通科 AL 進学の呼称を特別進学に変更 スポーツコースに女子ハンドボール部創部
平成 27 年 4 月 2 日～5 月 21 日	高野山開創 1200 年記念行事に 50 日間全校生徒出仕
平成 27 年 9 月 1 日	広域通信制課程開設（10 月 1 日より開講）
平成 28 年 3 月 17 日～21 日	高野山学園創立 130 周年記念行事 高野山復興老千年記念行事 奈良長谷寺へ祈親灯奉納
平成 28 年 10 月 17 日	高野山学園創立 130 周年記念式典（高野山大学黎明館）
平成 29 年 3 月 31 日	岡本彌久校長辞任
平成 29 年 4 月 1 日	小野芳幸 12 代校長に就任
令和 2 年 4 月 1 日	普通科 吹奏楽コース開設
令和 3 年 3 月 9 日	中国・上海朝陽義塾日本国際高校と教育交流を提携 （令和 5 年 3 月上海留学生第 1 期生卒業）
令和 3 年 3 月 31 日	小野芳幸校長辞任
令和 3 年 4 月 1 日	橋本真人 13 代校長に就任 男子寮（飛泉寮）竣工
令和 4 年 4 月 1 日	制服リニューアル（現行） 駅伝部創部 特別進学コースを高野山大学校舎から本校校舎へ移動 特別進学コース学習ルーム創設
令和 4 年 6 月 2 日	米国カリフォルニア州、セントモニカプレパラートリー（Saint Monica Preparatory）と教育交流協定締結 （令和 4 年度より短期交換留学開始）
令和 4 年 7 月 24 日	女子寮（清泉寮）リニューアル完成
令和 4 年 9 月 1 日	講堂脇部屋を護摩堂に改装
令和 5 年 3 月 24 日	本校護摩堂で女子生徒初の加行成満
令和 5 年 5 月 14 日～7 月 9 日	宗祖弘法大師御誕生 1250 年記念大法会に宗教科生出仕
令和 5 年 9 月 1 日	ICT 教育として生徒にノートパソコン貸与
令和 6 年 4 月 1 日	保健室リニューアル
令和 6 年 12 月 17 日	マレーシア、アルアミン・ゴンバック・イスラーム高校（Sekolah Menengah Islam Al-Amin Gombak）と教育交流協定を締結
令和 7 年 1 月 15 日	台湾新竹、元培医事科技大学と教育交流協議書を締結
令和 7 年 4 月 1 日	スポーツコースに男子バスケットボール部創部 クラス編成を K（女子ハンドボール部・男子バスケットボール部）・O（自己探求コース・吹奏楽コース）・Y（男子硬式野球部）・A（特別進学コース）で運営。
令和 8 年 3 月 1 日	旧女子寮を改装した硬式野球部寮（弁天寮）完成
令和 8 年 3 月 25 日	講堂・校門が国登録有形文化財に指定

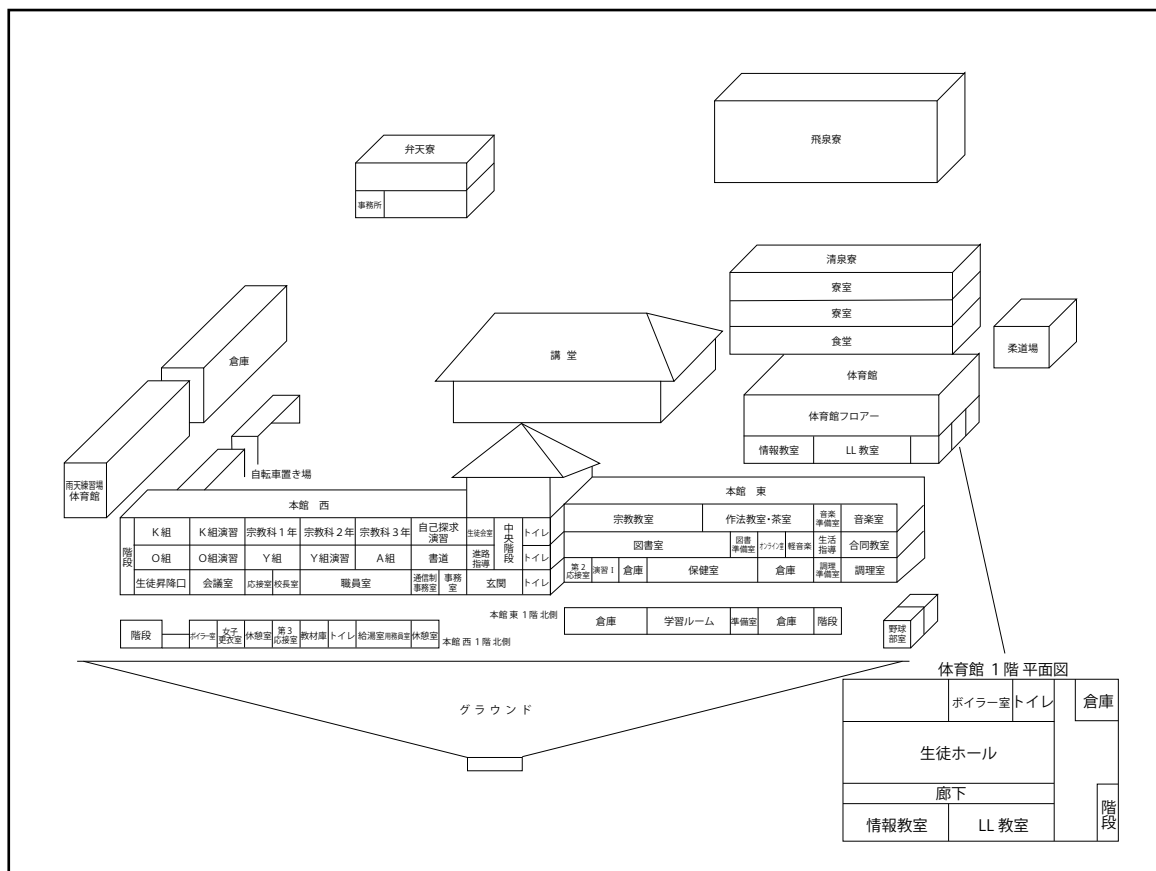
(2) 校地及び校舎

1. 校地総面積	42,839 m ²
○ 校舎・寮敷地	29,814 m ²
○ グラウンド敷地	13,025 m ²
2. 校舎	
(イ) 校舎（鉄筋コンクリート3階建）	延 3,960.96 m ²
(a) 1階	校長室、会議室、職員室、第1・2事務室、第1・2・3応接室、保健室、印刷室、放送室（通信制課程事務室）、教材庫、電気・ボイラー室、校務員室、女子生徒更衣室、教職員休憩室、給湯室、同窓会室、教室1、学習ルーム、調理教室及び準備室、トイレ（一般用・来賓用）
(b) 2階	普通教室5、図書室及び書庫、進路指導室、書道教室、生活指導室、軽音楽部室、オンライン室、合同教室、トイレ
(c) 3階	普通教室5、自己探求教室、生徒会室、宗教教室、作法室及び茶室、音楽教室及び準備室、トイレ
(ロ) 講堂	451 m ²
(ハ) 柔道場	130 m ²
(ニ) 体育館（鉄筋コンクリート2階建）	2,751 m ²
(a) 1階	情報教室、LL教室、電気室、学生ホール、厨房、厨房更衣室、食品庫、機械室、トイレ、身障者用トイレ、男女更衣室、浴室2、玄関ホール
(b) 2階	競技場、体育教員室、物入、器具庫2、ロビー
(ホ) 食堂（鉄筋コンクリート3階建ての1階部分）	526.5 m ²
(ヘ) 野球部雨天練習場（鉄骨造平屋建）	450 m ²
3. 寮	延 7,838.14 m ²
(イ) 飛泉寮（平屋木造）	敷地面積 6,235 m ² （建物面積 1,446 m ² ）
普通室	50室
管理室	事務室、宿直室、応接室、寮監室
その他	娯楽室、礼拝室、浴室、乾燥室、トイレ
(ロ) 清泉寮（鉄筋コンクリート3階建ての2・3階）	
普通室	28室 1,216.5 m ²
管理室	事務室、宿直室、応接室、寮監室
その他	娯楽室、礼拝室、自習室、トイレ
(ハ) 弁天寮（鉄骨造2階建て 外壁ALC、屋根鋼板葺き）	
普通室	7室（4人部屋） 386.64 m ²
管理室	事務室、宿直室、寮監室
その他	ミーティングルーム、共用浴室、共用トイレ、応接ホール

(3) 校舎平面図



(4) 校舎見取り図



校門 登録有形文化財



講堂 登録有形文化財

3. 学園役員・教職員

(1) 学校法人高野山学園役員

役名	氏名	役職名
理事長	今川 泰伸	宗務総長
常務理事	高岡 隆真	法人本部長
常務理事	松長 潤慶	高野山大学長
常務理事	橋本 真人	高野山高等学校長
理事	坂頭 みゆき	高野山こども園長
理事	平山 真明	宗会議長
理事	近藤 本淳	総務部長
理事	和田 友伸	法会部長
理事	下稲葉 耕治	学識経験者
理事	高橋 保	学識経験者
監事	平岡 宏一	理事會
監事	田岡 照弘	理事會
監事	村主 弘禪	理事會

評議員	後藤 友栄	財務部長
評議員	津田 哲哉	山林部長
評議員	柳原 龍成	高野山真言宗宗会議員
評議員	田中 本晃	高野山真言宗宗会議員
評議員	眞田 有快	高野山真言宗宗会議員
評議員	内海 周浩	学園事務局長
評議員	出口 裕一	法人職員
評議員	土居 夏樹	法人職員
評議員	富田 向真	法人職員
評議員	中西 隆英	本学園卒業生
評議員	川口 道雄	本学園卒業生
評議員	東 伸光	本学園卒業生
評議員	平田 永一郎	学識経験者
評議員	根来 秀行	学識経験者
評議員	水谷 榮寛	学識経験者
評議員	永田 良一	学識経験者

(2) 教職員組織

	職名	氏名	担当教科	校務分掌	担任・クラス	部活動・同好会
1	校長	橋本 真人	宗教	危機管理対策委員長 / いじめ対策委員長		
2	全日制教頭	富田 向真	宗教 / 公民	宗教科主任 / 法務主任 / 図書館司書 / いじめ対策委員会 / 危機管理対策委員会 / SNS 管理 / 留学生受入れ委員会	宗教科 総担任	弁論部 / 宗教行道部部长 / 軽音楽部部长
3	通信制教頭	塩崎 良樹	地歴 / 公民	全日制主任 / 生活指導部長 / スポーツコース主任 / 地歴・公民科主任 / 危機管理対策委員会 / いじめ対策委員会 / 非常隊主任	Y組 (野球) 担任	
4	教諭	今井 邦夫	保健体育 / 福祉	進路指導部長 / 通信制主任 / 保健体育科・福祉科主任 / 教務部 / 保健安全 / 育友会 / 非常隊 / 視聴覚	通信制 総担任	サッカー部 / 応援部
5	教諭	林 秀行	保健体育	3 学年主任 / 自己探求コース主任 / 生活指導部副主任 / 保健安全 / 美化・ボランティア / 留学生受入れ委員会 / 危機管理対策委員会 / 非常隊	O組 (自己探求コース・吹奏楽コース) 担任	バスケットボール同好会 / 応援部部长 / 卓球部
6	教諭	山本 七重	国語	人権主任 / 美化・ボランティア主任 / 生活指導部 / 進路指導部 / 育友会 / 図書館 / 通信制課程 / 生徒会	O組 副担任	文芸部
7	教諭	荒木 栄三	理科 / 数学	全日制副主任 / 教務部長 / 1 学年主任 / 進路指導副部长 / 数学科主任 / 通信制 / 留学生受入れ委員会	宗教科 副担任	卓球部
8	教諭	榊原 啓優	国語	特進コース主任 / 2 学年主任 / 教務副部长 / 進路指導部 / 生徒会主任 / 国語科主任 / SNS 管理 / 通信制	A組 (特進) 総担任	弁論部部长 / インターアクトクラブ部長
9	教諭	安井 史郎	保健体育 / 国語	スポーツコース / 弁天寮副主任寮監	Y組 (野球) 副担任	硬式野球部部长
10	教諭	古谷 真帆	国語	吹奏楽コース主任 / 清泉寮主任寮監 / 生活指導部 / 進路指導部 / 教務部 / 同窓会 / 図書館 / 人権 / 美化・ボランティア / 通信制 / 特別進学コース	A組 (特進) 副担任	吹奏楽部部长 / 軽音楽部 / インターアクトクラブ
11	常勤講師	岡本 美空	保健体育	生活指導部 / 進路指導部 / 清泉寮主任寮監 / 非常隊 / 同窓会 / 美化・ボランティア / スクールバス運行管理 / スポーツコース	K組 副担任	女子ハンドボール部 監督・部長

12	常勤講師	内間 正史	英語	英語科主任 / 教務 / 吹奏楽コース / 生徒会 / SNS 管理 / 通信制	O組 副担任	吹奏楽部
13	常勤講師	和中 裕輔	保健体育 / 英語	教務 / 生活指導 / スポーツコース / 飛泉寮兼任寮監	K組 (ハンド部・バスケット部) 担任	男子バスケットボール部 監督・部長
14	常勤講師	田村 昌也	理科	理科主任 / 教務 / 進路指導 / 特別進学コース	A組 (特進) 副担任	
15	特別顧問	辻 秀道	音楽 / 宗教	高野山高等学校特別顧問 / 宗教科顧問 / 法務 / 吹奏楽コース 特別講師		吹奏楽部
16	特別顧問	廣瀬 義仙		高野山高等学校特別顧問		
17	特別顧問	小野 芳幸		高野山高等学校特別顧問 (前校長)		
18	特任講師	家田 荘子		高野山高等学校特任講師		
19	非常勤講師	山本 正人	数学			
20	非常勤講師	松井 千佳	国語 / 書道	芸術科主任		書道同好会
21	非常勤講師	藤本 寛宏	宗教	華道		
22	非常勤講師	加藤 大恵	宗教	御詠歌		
23	非常勤講師	浦上 知子	音楽			
24	非常勤講師	小松 希久	英語			
25	非常勤講師	結城健太郎	英語	進路指導 / 特進コース担当		
26	非常勤講師	乙部恵理子	地歴 / 公民			
27	非常勤講師	廣橋 正憲	数学			
28	非常勤講師	廣橋 香文	国語			
29	非常勤講師	辻 佐智子	宗教	宗教舞踊指導		
30	非常勤講師	立葉 了禅	宗教	梵習字		
31	非常勤講師	林 秀茂	音楽	吹奏楽コース担当		吹奏楽部
32	非常勤講師	高梨 博	音楽	吹奏楽コース担当		吹奏楽部
33	非常勤講師	山本 陽子	音楽	吹奏楽コース担当		吹奏楽部
34	非常勤講師	柳澤 周江	英語	留学生サポート		
35	養 護	野村 知子	養護	保健安全主任 / 感染症対策委員長 / スクールカウンセリング / 清泉寮補助 / 法務		
36	非常勤講師	松本 貴子	日本語	留学生サポート		
37	非常勤講師	瀧本 明史	情報 / 数学	情報科主任		
38	スクール カウンセラー	阪岡 智子		スクールカウンセリング		
39	寮 監	井関 寿勝		飛泉寮主任寮監 / 法務 / 生活指導部 / 保健安全 / 美化・ボランティア / 非常隊 / 危機管理対策委員会 / 留学生受入れ委員会 / 環境整備・修繕		宗教行道部
40	寮監 非常勤講師	福島 太郎	理科	飛泉寮副主任寮監		駅伝部監督
41	寮監 非常勤講師	植 幸彦		弁天寮主任寮監 / スポーツコース担当	Y組 (野球) 副担任	硬式野球部監督
42	寮監 非常勤講師	田中 直子	保健体育 / 家庭	清泉寮副主任寮監 / 家庭科主任 / 保健安全 / スポーツコース担当 / 危機管理対策委員会 / 非常隊 / 生活指導部	K組 副担任	女子ハンドボール部 コーチ
43	寮 監	赤松 利信		飛泉寮		
44	寮監 非常勤講師	木村 観音		清泉寮 / 法務 / 吹奏楽コース / 図書館	宗教科 副担任	吹奏楽部 / 宗教行道部 弁論部
45	非常勤コーチ	田中 正治				硬式野球部コーチ
46	非常勤コーチ	橋本 大				硬式野球部コーチ
47	非常勤コーチ	河手 昌律				硬式野球部コーチ
48	事務長	高木 真也		同窓会主任 / 育友会主任 / 同窓会会計 / 育友会会計 / クラブ後援会会計 / 私学共済事務 / 奨学金制度 / 総務 / 経理 / 視聴覚		
49	書 記	植木ゆかね		総務 / 庶務 / 教務		
50	書 記	上西久美代		経理 / 生徒会会計 / 私学共済事務 / 通信制事務		
51	校務員	小南 泰宏		環境整備・修繕		
52	校 医	田中瑛一朗				
53	歯科医	鷲峰 賢昭				
54	薬剤師	平田 耕三				

4. 教育計画

(1) 教育目標

基本目標	具体的目標	実施方法
宗教教育の推進	宗教教育による情操の陶冶と豊かな人間性の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼時の厳粛さを徹底させる。 ○宗教行事に参加することにより、豊かな情操の陶冶をはかる。 ○本宗教学の今日的意義を理解させ、日常生活においてそれを活かせるように指導する。 ○相互信頼、相互扶助、人間平等の精神を啓発する
学習意欲の向上	学習効果の向上 自主的学習態度の助長	<ul style="list-style-type: none"> ○学力差に応じた指導方法を工夫し、わかる授業の展開をはかる。 ○余暇の有効な利用の指導を徹底する。 ○家庭、止宿先、寮における自学、次週の習慣を身につけさせる ○進路目標の早期決定に努め、目的に合った指導を行う。
生徒指導の徹底	規則正しい生活習慣と望ましい人間関係の樹立 安全教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○諸規則を厳守させる。 ○クラブ、部活動の活性化をはかる。 ○交通安全教育を徹底させる。
美化活動の推進	環境美化の徹底 奉仕の精神と勤労意欲の涵養	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内外の美化の徹底をはかる。 ○公共物を大切に作る習慣の育成。 ○住みよい環境づくりは自らの手で行うべきことを学ばせる。 ○奉仕と勤労の喜びを体得させる。
人権教育の推進	差別をしない、 差別を見過ごさない、 差別をさせない人間の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○授業を通じて人間の尊厳、人間平等の精神を養う。 ○社会科（公共）の授業を通して人権問題を正しく科学的に認識させ、差別をなくすための実践力を養う。 ○人権問題に関する講演会、映画会を行う。 ○ホームルームにおいていじめ問題やLGBTQにふれ、正しく考える力を養う。

5. 全日制課程

(1) 教育課程

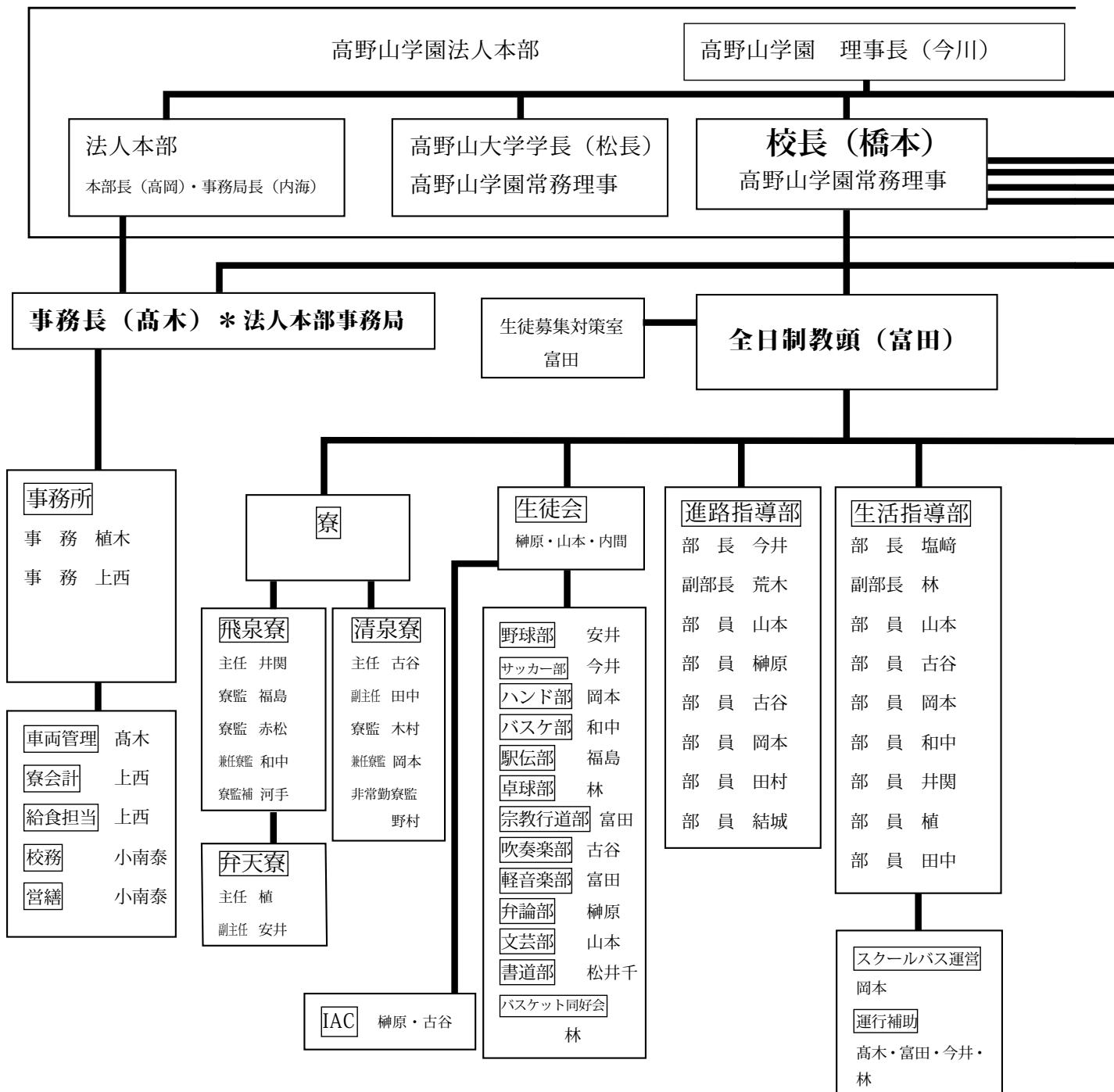
教科	科目	1年						2年						3年						
		普通科			宗教科			普通科			宗教科			普通科				宗教科		
		I類 特別進学	II類 スポーツ	自己探求 吹奏楽	I類	II類		I類 特別進学	II類 スポーツ	自己探求 吹奏楽	I類	II類		I類 特進(文系)	II類 特進(理系)	スポーツ	自己探求	吹奏楽	I類	II類
国語	現代の国語	2	2	2	2	2	2													
	言語文化	2	2	2	2	2	2													
	論理国語							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	文学国語							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	古典探究							2						2	2					
	国語演習Ⅰ	2												3						
地理歴史	国語演習Ⅱ			(1)			2			(1)		1				(1)			1	
	ワークアウト国語			1						1						1				
	地理総合	2													2	2	2	2	2	
	歴史総合	2	2	2	2	2	2													
	日本史探究							3							4	4	4			
	地理歴史演習												4							
公民	公共社会演習							2	2	2	2	2	2							1
													2							
数学	数学Ⅰ	3	3	3	3	3	3													
	数学Ⅱ							2					2	2						
	数学Ⅲ												3							
	数学A							2	2	2	2	2	2							
	数学B							2												
	数学C												2							
理科	数学演習Ⅰ												2	2	2	2	2	2	2	
	数学演習Ⅱ			(1)						(1)						(1)				
	ワークアウト数学			1						1						1				
	科学と人間生活		2	2	2	2	2													
	物理基礎	2																		
	化学基礎	2													4					
保健体育	化学基礎																			
	生物基礎	2							2	2	2	2	2							
	生物							3					1	1						
	体育	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	保健	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	芸術																			
外国語	音楽Ⅰ	2	2	2	2															
	書道Ⅰ					2	2													
	英語コミュニケーションⅠ	3	3	3	3	3	3													
	英語コミュニケーションⅡ							4	4	4	4	4	4							
	英語コミュニケーションⅢ												4	4						
	論理・表現Ⅰ	2													2	2	2	2	2	
家庭情報	論理・表現Ⅱ							2												
	論理・表現Ⅲ												2	2						
	英語会話												2	2	2	2	2	2	2	
	英語演習Ⅰ	2																		
	英語演習Ⅱ			(1)			1			(1)		2				(1)			1	
	ワークアウト英語			1						1						1				
宗教	家庭基礎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	情報Ⅰ							2	2	2	2	2								
	宗教一般	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	声明																			
	常用経典																			
	宗教史							2	2											
	教義Ⅰ																			
	教義Ⅱ																			
	習字																			
	法式																			
	法式(阿字観)																			
	布教																			
	布教(ご詠歌)																			
	ご詠歌																			
法式(華道)																				
福祉	社会福祉基礎												2	2	2	2	2	2	2	
	スポーツ概論		3						3						3					
	スポーツⅡ		3	(3)					3	(3)					3	(3)				
	スポーツⅢ			(3)						(3)						(3)				
音楽	音楽理論																			
	器楽																			
総合演習	7						7					7	7							
総合的な探究の時間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
L.H.R.	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計単位	44	31	31	31	31	34	44	31	31	31	34	34	44	44	31	31	31	31	34	
3年間総合計単位													132	132	93	93	93	93	102	

※1 普通科の芸術は音楽Ⅰ・書道Ⅰのいずれかを選択(宗教科は書道が必修となります)。

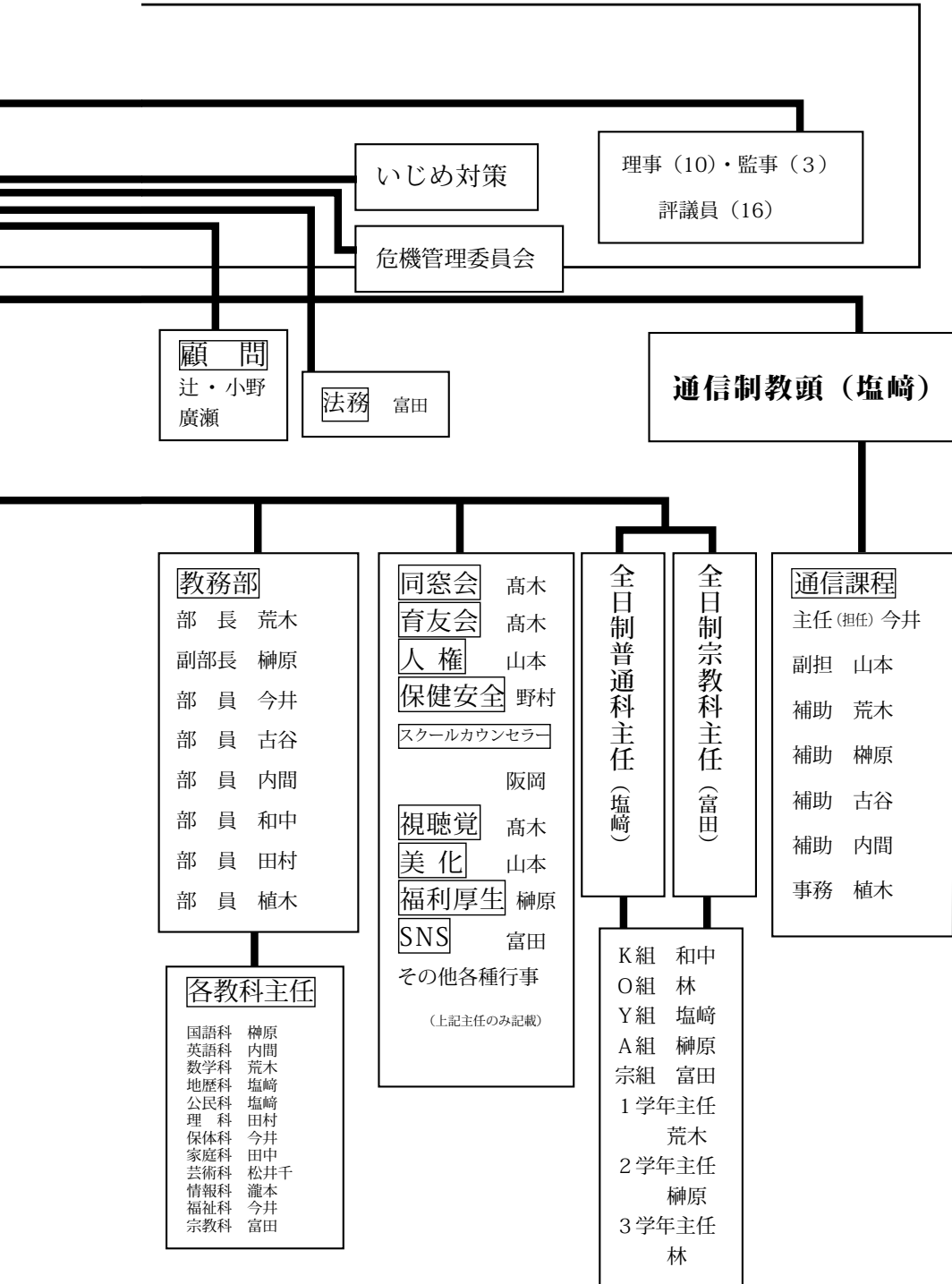
※2 国語・数学・英語では習熟度(応用・標準・基礎)に分かれて行う授業があります。

※3 普通科自己探求コースは演習Ⅱ(国語演習Ⅱ・数学演習Ⅱ・英語演習Ⅱ)もしくはスポーツⅡ・スポーツⅢのいずれかを選択。

(2) 令和8年度 高野山高等学校 組織図



令和8年4月1日 (各位敬称略)



(3) 使用教科書 (全日制)

教科	発行者 略称	番号	書名	発行者 略称	番号	書名
国語	東書	002-901	新編 現代の国語	東書	701	文学国語
	東書	002-901	新編 言語文化	東書	702	精選古典探究 古文編
	東書	701	新編 論理国語	東書	703	精選古典探究 漢文編
地歴	東書	002-901	地理総合	清水	704	高等学校 日本史探究
	清水	035-901	改訂版 私たちの歴史総合	山川	705	詳説 日本史
	第一	183-901	高等学校 改訂版 歴史総合			
公共	実教	007-901	詳述公共 新訂版	清水	035-902	改訂版 私たちの公共
数学	数研	104-904	改訂版 新編 数学Ⅰ	数研	104-904	改訂版 新編 数学A
	数研	711	新編 数学Ⅱ	数研	712	新編 数学B
	数研	710	新編 数学Ⅲ	数研	710	新編 数学C
理科	数研	104-901	科学と人間生活	数研	706	化学
	数研	104-901	改訂版 物理基礎	数研	104-901	改訂版 生物基礎
	数研	104-901	改訂版 化学基礎	数研	704	生物
保健 体育	大修館	050-901	現代高等保健体育 改訂版			
芸術	大修館	050-901	音楽Ⅰ 改訂版 Tutti+	教図	006-901	書道Ⅰ
外国語	三省堂	015-902	MY WAY English Communication Ⅰ	数研	104-903	EARTHRISE English Logic and Expression Ⅰ
	三省堂	708	MY WAY English Communication Ⅱ	数研	711	EARTHRISE English Logic and Expression Ⅱ
	三省堂	707	VISTA English Communication Ⅲ	数研	708	EARTHRISE English Logic and Expression Ⅲ
	三省堂	015-902	MY WAY Logic and Expression Ⅰ			
家庭	教図	006-901	ウェルビーイングにつなぐ 家庭基礎			
情報	東書	002-901	新編 情報Ⅰ			
福祉	実教	701	社会福祉基礎			

宗教科関係教科書

1 年

青少年のための仏教読本
 声明類聚
 御詠歌教典
 真言宗常用諸経要聚
 仏前勤行次第
 御詠歌 Q & A

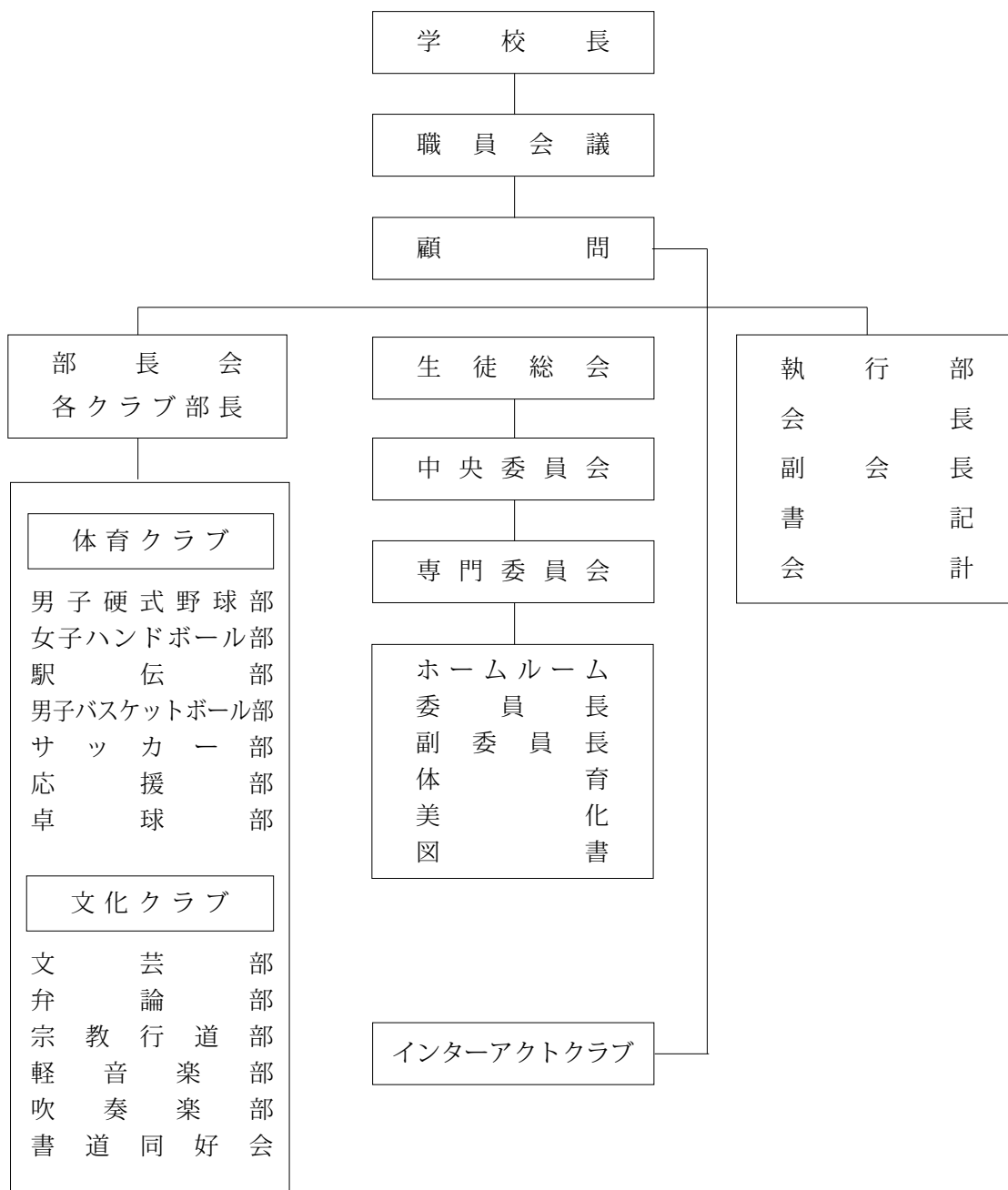
2 年

青少年のための仏教読本
 声明類聚
 御詠歌教典
 梵習字鑑

3 年

青少年のための仏教読本
 声明類聚
 御詠歌教典
 誕生会法則
 赤本 (高野山真言宗)
 真言宗法儀解説
 十卷章
 現代布教の理論と実際

(4) 生徒会組織



(5) 令和8年度 年間行事計画

		1 学 期				2 学 期	
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1			創立記念日		期末考査		1
2			休業日		〃	(日)	2
3			(日) 憲法記念日 結縁灌頂(宗教科)		〃		3
4	通信制入学式		みどりの日 結縁灌頂(宗教科)			和歌山県 私学研修	4
5	(日) 全日制入学式		こどもの日 結縁灌頂(宗教科)		(日)	夏期講習終了 (特進)	5
6	本山参拝		振替休日				6 (日)
7	1学期始業式			(日)			7 家田莊子特任講師授業 (K組・O組対象)
8	奉詠舞大会	差別戒名追善法会 (宗教科)	家田莊子特任講師授業 (Y組・A組対象)		僧堂研修 (宗Ⅰ・Ⅱ)		8 教育講演会 (和歌山)
9					〃	(日)	9
10			(日)		〃		10
11					〃	山の日	11
12	(日)				(日)	休業日	12
13			胸部レントゲン検診 (1年)		三者面談開始 学業不振者補習開始	お盆休み	13 (日)
14	歯科検診			(日)		お盆休み	14
15				降誕会 青葉祭		お盆休み	15
16			音楽法会 育友会総会			(日)	16
17			(日)				17
18			教育実習開始 高野山学園集団得度式		1学期終業式	通信制スクーリング (高野山)	18 体育大会
19	(日)				(日)	通信制スクーリング (高野山)	19 休業日
20				休業日	海の日	通信制スクーリング (高野山)	20 (日)
21	廟参		廟参	(日)		通信制スクーリング (高野山)	21 敬老の日
22			内科検診(全学年) 心電図(1年)		教育講演会 (大阪)	体験入学・入寮	22 国民の休日
23						(日)	23 秋分の日
24			(日)	受戒(宗Ⅲ)		2学期始業式	24
25				受戒(宗Ⅲ)	休業日		25
26	(日)			受戒(宗Ⅲ)	(日)		26 体験入学・入寮
27							27 (日)
28	遠足 立里荒神			(日)			28
29	昭和の日			期末考査			29
30	休業日			〃		(日)	30
31			(日)		学業不振者補習終了		31

2 学 期				3 学 期			
	10 月	11 月	12 月		1 月	2 月	3 月
1	結縁灌頂(宗Ⅱ)	(日)	期末考査	1	元旦		
2	〃		〃	2	冬季休業		3学期期末考査
3	〃	文化の日	〃	3	(日)	2年生海外研修	〃
4	(日)		〃	4	冬季休業	〃	〃
5	中間考査		追悼法会 / 公開授業 体験入学・入寮	5	休業日	〃	〃
6	中間考査		(日)	6		休業日	〃 終了式
7	中間考査	休業日	球技大会	7		(日)	(日) 新入生対象説明会①
8		(日)	球技大会 採点提出	8			
9			学業不振者補習 冬期講習(特進) 三者面談	9		えひめ丸慰霊法会(宗)	採点提出
10	休業日		〃	10	(日)		進級判定会
11	(日)		〃	11	成人の日	建国記念の日	
12	スポーツの日		2学期終業式	12	3学期始業式		単位未修得者 補習開始
13			(日)	13			
14				14		(日)	(日)
15	採点提出	(日)	通信制スクーリング(京都)	15		常楽会	
16	明神社大祭		通信制スクーリング(京都)	16	大学入学共通テスト		
17			通信制スクーリング(京都)	17	(日) 大学入試共通テスト		
18	(日)	マラソン大会	通信制スクーリング(京都)	18	家田荘子特任講師授業 (宗教科)		
19		避難訓練	通信制単位認定試験	19			
20		南嶺祭	(日)	20			
21	創立140周年 記念式典	南嶺祭		21	廟参	(日)	(日)春分の日
22		(日)		22			振替休日
23		勤労感謝の日	学業不振者補習終了	23		天皇誕生日	春期講習開始 (特進)
24				24	(日)		新入生対象説明会②
25	(日)			25			
26			休業日	26	3年学年末考査		
27	四国遍路 (宗Ⅰ・Ⅱ)		(日)	27	3年学年末考査		
28	〃		冬季休業	28	3年学年末考査 3年修了式	(日)	(日)
29	〃	(日)	冬季休業	29	採点提出 卒業判定会		
30	〃	期末考査	冬季休業	30	卒業式		
31	〃		冬季休業	31	(日)		

(6) 令和8年度 在籍状況

令和8年5月1日現在

		男子	女子	計	クラス合計
宗組	1宗	2	1	3	14
	2宗	4	0	4	
	3宗	5	2	7	
K組	1K	11	8	19	44
	2K	19	4	23	
	3K	0	2	2	
O組	1O	10	5	15	34
	2O	7	1	8	
	3O	9	2	11	
Y組	1Y	18	0	18	53
	2Y	19	0	19	
	3Y	16	0	16	
A組	1A	0	0	0	7
	2A	1	1	2	
	3A	2	3	5	
合計		123	29	152	

学年 内訳	1学年	41	14	55
	2学年	50	6	56
	3学年	32	9	41

居所	寮(飛泉寮)	87	0	87
	寮(弁天寮)	28	0	28
	寮(清泉寮)	0	20	20
	バス通学	3	3	6
	山内	5	6	11
	寺生	0	0	0

(7) 出身都道府県別生徒数

令和8年5月1日現在

出身府県		1年	2年	3年	計
滋賀県	男子	0	1	1	2
	女子	1	0	2	3
	合計	1	1	3	5
京都府	男子	0	1	1	2
	女子	0	0	0	0
	合計	0	1	1	2
大阪府	男子	17	9	6	32
	女子	0	0	1	1
	合計	17	9	7	33
兵庫県	男子	6	5	3	14
	女子	1	0	0	1
	合計	7	5	3	15
奈良県	男子	3	11	5	19
	女子	1	0	0	1
	合計	4	11	5	20
和歌山県	男子	4	10	2	16
	女子	6	1	3	10
	合計	10	11	5	26
その他	男子	11	13	14	38
	女子	5	5	3	13
	合計	16	18	17	51
合計		55	56	41	152

その他の地域 出身地	1年	2年	3年
北海道			1
新潟県			1
茨城県			1
埼玉県	1	2	
神奈川県		1	
山梨県		1	
富山県		1	
石川県		2	
静岡県	4		
長野県	1		
岐阜県	3	3	
愛知県	3	4	
徳島県			
香川県		1	1
愛媛県			1
岡山県	1		1
広島県	1		
山口県	1		
中国上海			11
中国北京		1	
ベトナム		1	
ナイジェリア	1	1	

(8) 宗教科在僧籍生徒数

令和8年5月1日現在

	高野山真言宗	真言宗御室派	真言宗大覚寺派	計
宗Ⅰ	2	0	1	3
宗Ⅱ	1	1	0	2
宗Ⅲ	2	0	0	2
計	5	1	1	7

(9) 卒業生の進路

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
進学者	22	9	31	34	8	42	13	11	24
就職者	2	2	5	3	1	6	1	2	3
自営・その他	2	2	3	2	0	0	1	0	1
計	26	13	39	39	9	48	15	13	28

4年制大学・短大

令和5年度	愛知工業大学 大阪産業大学3 環太平洋大学 神戸国際大学2 高野山大学6	専修大学 太成学院大学2 第一工科大学 名古屋産業大学 奈良学園大学	日本体育大学 阪南大学2 東大阪大学 北海道文教大学 龍谷大学短期大学部
令和6年度	三重大学 京都市立芸術大学 神戸学院大学 高野山大学3 国際武道大学2 種智院大学 鈴鹿大学 専修大学 第一工科大学	関西大学 近畿大学3 東洋大学2 名古屋外国語大学 名古屋商科大学 日本福祉大学 大阪千代田短大 龍谷大学3 大阪人間科学大学	宝塚医療大学 東海学院大学 朝日大学 大阪大谷大学 大阪学院大学 大阪産業大学 びわこ成蹊スポーツ大学 大阪電気通信大学 太成学院大学
令和7年度	高野山大学2 東大阪大学 大阪樟蔭大学 名古屋経済大学 神戸医療未来大学 法政大学	大正大学 大阪青山大学2 中京学院大学 阪南大学 大阪工業大学 嵯峨美術短期大学	関西福祉科学大学2 太成学院大学2 帝塚山学院大学 摂南大学 大阪産業大学 大阪音楽大学短期大学部

主な専門学校

令和5年度	大阪ハイテクノロジー専門学校 育成調理師専門学校 彩ビューティーカレッジ専門学校 ファッションビジネスカレッジ東京	大阪 ESP 専門学校 国際東洋医療学院 新宿調理専門学校
令和6年度	明石医療センター附属看護専門学校 大原専門学校 専修学院（高野山） 専門学校東京自動車大学校	大阪情報 IT クリエイター専門学校 北九州調理製菓専門学校 専門学校徳島穴吹カレッジ 和歌山 YMCA 国際福祉専門学校
令和7年度	和歌山医療スポーツ専門学校	和歌県立和歌山産業技術専門学校

主な就職先

令和5年度	金剛峯寺 日本製鉄株式会社	天大商店 陸上自衛隊
令和6年度	株式会社いづみや本舗 五代テック株式会社 牧野組	株式会社京家建設 株式会社ザ・キット
令和7年度	株式会社 エバーグリーン廣甚 南海電気鉄道株式会社	株式会社 エフピコ

(10) 飛泉寮・清泉寮・弁天寮 寮則

- 第 1 条 本校飛泉寮・清泉寮・弁天寮には本校在校生のみを入寮させる。
但し、下の各号に該当するもので、校長の許可を受けた者とする。
1. 遠隔地のため通学できない者
 2. 通学不相当と認められた者
 3. その他、特に入寮希望の者
- 第 2 条 寮生は校則、寮則を厳守し、本校生の模範となるよう心掛け、規律を乱してはな
- 第 3 条 寮生は礼節を尊び、信義を重んじ、先輩、後輩、又は同級生の間において秩序を乱すような振舞があってはならない。
- 第 4 条 寮生は、寮内においては静粛を旨とし、高声、放歌、放吟など他人の生活や学習の妨害となるようなことは絶対してはならない。
- 第 5 条 寮生の寮室持込品は寝具、衣類、勉学に必要な書籍、生活用品とし、寮監の許可しない物は認めない。
- 第 6 条 寮生は不必要な金銭及び貴重品の所持は原則として認めない。
金銭は必ず所定の保管通帳に預け、その出納は寮監の許可によるものとする。
- 第 7 条 帰省及び外出は、必ず寮監に届け出る。帰省、外泊する者は許可証を受け、帰寮と同時にこれを返戻しなければならない。許可証を所持せず帰省、外泊したものは無断帰省、外泊とみなし処置する。
- 第 8 条 寮生は就寝時以外の就寝は認められない。
但し、寮監の許可を受けた場合はこの限りでない。
- 第 9 条 疾病及び傷害のあった場合は、すみやかに寮監に届け出て処置を受けなければならない。
- 第 10 条
1. 寮生は、自己の寮室を絶えず整理整頓し、土足で入ったり、汚物、塵芥を放置し、壁、戸等に落書をしたり棄損してはならない。
万一棄損した場合は即時弁償するものとする。
 2. 寮生は寮内整備品等を大切にし、棄損してはならない。
万一棄損した場合は即時弁償するものとする。
- 第 11 条 寮生は定められた自己の寮室に起居し、他の寮室に無断で出入し、または寮監の許可なく宿泊してはならない。
- 第 12 条 寮生は、外来者は勿論、保護者といえども寮監に無断で寮内に立ち入りを許してはならない。
又、許可を受けた外来者(保護者も含む)であっても寮内で喫煙、飲酒をしてはならない。
- 第 13 条 寮生は、登校後、許可なく帰寮してはならない。
- 第 14 条 寮生は起床と同時に寝具を片付け、室内を清掃し、登校すること。
- 第 15 条 寮生は許可を受けた器具以外を使用して炊煮煎焼してはならない。
- 第 16 条 寮生は、寮監が許可した照明器具以外使用してはならない。
- 第 17 条 寮生の服装は、質素な私服とする。帰省及び外出時も高校生らしい質素な私服とする。
アクセサリー類は一切禁止。

第 18 条 寮生の^{ごんぎょう}勤行時及び^{ほうさんえ}奉讃会の服装は、宗教科の者は僧衣を着用し、全員数珠、経本を携行すること。勤行はその都度指示して行なう。

勤行時の起床点呼は午前 6 時 00 分とする。

第 19 条 寮生の日課は次の通りとする。(土曜、日曜、祝祭日を除く)

起床、点呼	午前 7 時 30 分
朝 食	午前 8 時 00 分
昼 食	午前 12 時
入 浴	午後 4 時～午後 6 時 20 分 午後 7 時～午後 7 時 50 分

(但し、クラブなどはこの限りでない。)

点呼、夕食	午後 6 時 30 分
自 習	午後 8 時～8 時 50 分
点 呼	午後 9 時 30 分
消 灯	午後 10 時
就 寝	午後 11 時

但し、必要に応じ各時間を変更することがある。尚、申し出により消灯後も自室か自習室で勉強することができる。

第 20 条 本寮則の違反者は、その行為の種類、軽重により退寮、外出禁止、写経、寮内外等の清掃等の罰則を科する。

退寮を科せられた者の再入寮は絶対許可しない。

付 則 本寮則は必要に応じ更改することがある。

この場合はその都度、寮内掲示板に告示する。

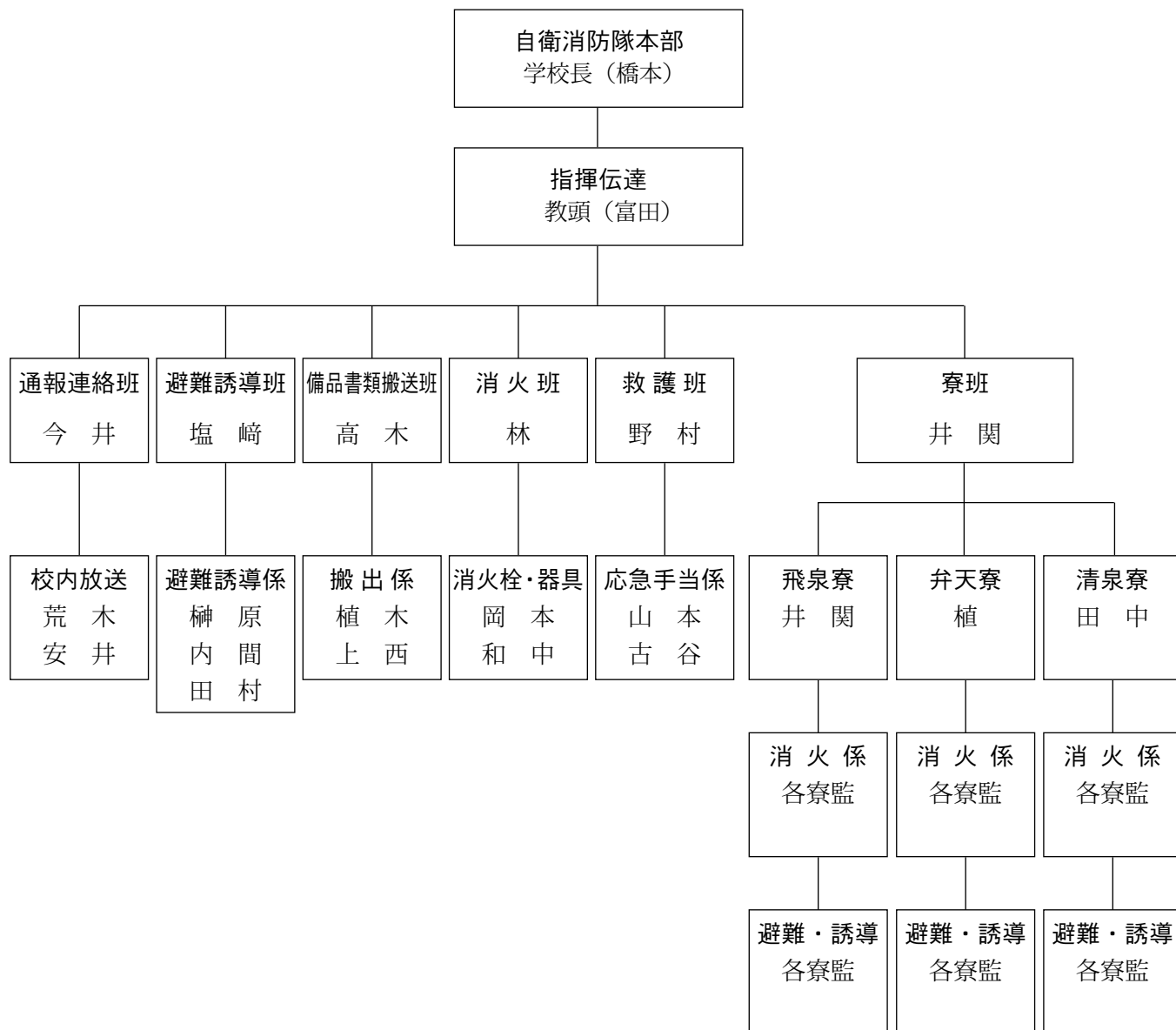
なお、入寮を希望する者は、入学手続と同時に、本校所定の入寮願書に入寮費 30,000 円、および寮施設維持費(年額 50,000 円)を添えて願出すること。

寮の費用は、月額次の通りとする。

寮 費	20,000 円
食 費	1,840 円(1 日)×食事日数

(11) 防災計画系統図

(イ) 自衛消防隊組織表



連絡先 飛泉寮（男子寮）：56-2864 清泉寮（女子寮）：56-1288
 消防：119 警察：110 高野山総合診療所：56-2911

(ロ) 各室管理分担

場 所	責任者	場 所	責任者	場 所	責任者
講 堂	高 木	第 2 事 務 所	高 木	宗 教 教 室	富 田
第 1 事 務 所	高 木	調 理 準 備 室	田 中	作 法 室・ 茶 室	富 田
印 刷 室	今 井	調 理 教 室	田 中	音 楽 室	古 谷
放 送 室	富 田	東 階 段 下 倉 庫	小 南	音 楽 準 備 室	古 谷
職 員 室	橋 本	2 階 普 通 教 室 (O 組 HR)	林	音 楽 室 横 倉 庫	古 谷
校 長 室	富 田	2 階 普 通 教 室 (O 組 演 習)	林	飛 泉 寮 (男 子 寮)	井 関
第 1 応 接 室	塩 崎	2 階 普 通 教 室 (Y 組 HR)	塩 崎	清 泉 寮 (女 子 寮)	古 谷
会 議 室	小 南	2 階 普 通 教 室 (Y 組 演 習)	塩 崎	弁 天 寮 (野 球 部 寮)	植
生 徒 昇 降 口	今 井	2 階 普 通 教 室 (A 組 HR)	榊 原	柔 道 場	塩 崎
電 気・ボ イ ラー 室	小 南	3 階 普 通 教 室 (K 組 HR)	和 中	各 部 室	各 顧 問
西 階 段 下 倉 庫	岡 本	3 階 普 通 教 室 (K 組 演 習)	和 中	生 徒 会 倉 庫 室	榊 原
女 子 生 徒 更 衣 室	内 間	3 階 普 通 教 室 (宗 I)	荒 木	野 球 部 倉 庫 室	安 井
教 職 員 控 室	富 田	3 階 普 通 教 室 (宗 II)	荒 木	自 転 車 置 場	小 南
第 3 応 接 室	荒 木	3 階 普 通 教 室 (宗 III)	荒 木	ご み 集 積 場	小 南
教 材 庫	山 本	1 階 演 習 教 室 (A 組 演 習)	榊 原	体 育 館 1 階 生 徒 ホール	今 井
来 賓 ト イ レ	山 本	自 己 探 求 演 習 教 室	荒 木	体 育 館 1 階 エントランス	林
給 湯 室	小 南	生 徒 会 室	榊 原	体 育 館 玄 関	和 中
校 務 員 室	山 本	書 道 教 室	松 井	体 育 館 更 衣 室	和 中
女 子 職 員 休 憩 室	高 木	進 路 指 導 室	今 井	体 育 館 ト イ レ	岡 本
正 面 玄 関	高 木	2 階 ト イ レ	山 本	体 育 館 1 階 倉 庫	今 井
中 央 階 段 下 倉 庫	山 本	2 階 ト イ レ 横 倉 庫	山 本	体 育 館 2 階 ホール	和 中
1 階 ト イ レ	富 田	図 書 室	富 田	体 育 館 2 階 フロア	岡 本
教 職 員 用 通 用 口	今 井	オ ン ラ イ ン 室	荒 木	体 育 館 2 階 教 官 室	和 中
第 2 応 接 室	今 井	合 同 教 室	塩 崎	体 育 館 2 階 器 具 庫	岡 本
入 浴 実 習 室	野 村	生 活 指 導 室	塩 崎	L. L. 教 室	今 井
保 健 室	榊 原	軽 音 楽 部 部 室	富 田	第 2 体 育 館	安 井
特 進 学 習 ルーム	荒 木	3 階 ト イ レ	山 本	野 球 部 監 督 室	植
標 本 室	荒 木	3 階 ト イ レ 横 倉 庫	山 本		

(12) 令和8年度 学校安全計画

項 目		4	5	6	7・8	9	
		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全 夏季休暇中の安全	学校行事での安全	
安 全 学 習	地理歴史・ 公 共	青年期の課題		現代社会の特質	都市問題		
	保健体育	・体育施設・用具の安全 点検	・(保)交通安全	・雨季の体育館、グラウ ンド使用(転倒防止) ・(保)応急手当	・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全 点検	・体育施設・用具の安全 点検 ・体育大会の準備 ・体育大会の事故防止	
	総合的な学習の 時間	<学習活動例>薬物乱用防止教育、ボランティア活動体験、					
	安 全 教 育 指 導	1 年 ホームルーム活動	◎高校に入学して ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 ●部活動や休憩時の安全 ●自転車の構造と点検整 備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害・台風被害対策 ◎歩行者の安全と交通環 境 ●通学路の安全 ●体育大会の安全
		2 年 ホームルーム活動	◎2年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と 事故の特徴 ●部活動と健康管理 ●自転車の安全な利用	◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害・台風被害対策 ◎交差点に潜む危険 ●通学路の安全 ●体育大会の安全
		3 年 ホームルーム活動	◎3年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のあ る人の心理と行動 ●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特 性 ◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害・台風被害対策 ◎交通事故の対応と応急 手当 ●通学路の安全
		主な 学校行事	・入学式 ・始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・廟参 ・遠足 ・1年生(オリエンテー ション)	・廟参 ・音楽法会 ・育友会総会 ・高校総体	・高校総体 ・教育実習 ・青葉祭前夜祭 ・青葉祭 ・廟参	・期末考査 ・終業式 ・廟参 ・夏休みの諸注意 ・高野町合同補習 ・1学期学業不振者補習 ・夏期講習(特進)	・始業式 ・防災教育 ・南嶺祭実行委員会 ・廟参 ・体育大会
個別指導		・自転車通学許可 ・通学バス乗車指導 ・電車通学指導 ・校内巡回	・自転車の点検 ・通学バス乗車指導 ・電車通学指導 ・校内巡回	・健康診断結果の指導 ・校内巡回	・校外指導 ・生徒指導全体集会 ・自転車の実技指導 ・校外巡視 ・校内巡回	・自転車の点検 ・通学バス乗車指導 ・電車通学指導 ・校内巡回	
部 活 動		・新入部員オリエンテー ション	・用具の点検・整備	・梅雨期の安全対策	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検・整備	
安 全 管 理	対人 管理 学校生活の 安全管理	・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立 ・登下校指導 ・安全計画の設定	・授業時の安全確認 (体育実技、家庭科実 習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・梅雨期の健康管理 ・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底 ・食中毒防止	・長期休業前生活指導 ・夏休みの健康管理 ・研修旅行安全対策	・防災対策の徹底 ・通学路の見直し ・防災避難訓練	
	対物 管理 学校環境の 安全点検	・学校環境の安全点検整 備(施設・設備、通学 路) ・駐車場の安全確認 ・防災設備の点検整備 ・自家用電気工作物保安 点検 ・し尿浄化槽消毒	・学校環境の安全点検整 備(普通・特別教室、 実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・食堂の衛生管理の徹底	・学校環境の安全点検整 備(体育館、格技場、 部室、運動器具) ・通学路安全点検	・学校環境の安全点検整 備(校庭、学校全般) ・消火器、消火栓、火災 報知器の点検	・学校環境の安全点検整 備(普通・特別教室、 実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検 整備	
学校安全に関する 組織活動(研修含む)		・春の交通安全運動 ・高野町連絡会 ・職員会議(危機管理体 制) ・教職員研修(安全点 検)	・育友会総会 ・保護者面談会 ・学校保健(安全)委員 会 ・第1ブロック校長会 ・第1ブロック教頭会 ・第1ブロック生活指導 部会	・教職員研修(熱中症の 予防) ・高野町連絡会 ・高野町生活指導部会	・保護者面談週間 ・夏の子供を守る街頭補 導(高野町各種団体共 同) ・教職員研修(防犯) ・国民安全の日 ・第1ブロック生活指導 部会 ・県私学研修会	・国民防災の日 ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害)	

10	11	12	1	2	3
交通道德の理解	安全な行動	事故・災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
地球環境問題	地方自治と住民参加	公害の防止と環境保全	公害問題		
・(保)健康と運動	・体力について ・校内中距離記録会の安全	・冬季スポーツの意義 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検	(保)職業と健康	・安全に関する評価 ・体育施設・用具の安全点検

防災教育、廟参、法話拝聴、今年度総合学習のまとめ

●明神社大祭の安全	◎自転車加害事故の責任 ◎マラソン大会の安全 ●寮舎での火災の予防 ●暖房器具の取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●冬休みの生活と安全	◎規則正しい生活習慣	◎幼児と老人の心理と行動 ●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
●明神社大祭の安全	◎自転車加害事故の責任 ◎マラソン大会の安全 ●寮での火災の予防 ●暖房器具の取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●冬休みの生活と安全	◎規則正しい生活習慣	◎休業日の交通事故防止 ◎研修旅行での安全 ●規律正しい生活 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
●明神社大祭の安全	◎自転車加害事故の責任 ◎マラソン大会の安全 ●寮での火災の予防 ●暖房器具の取扱い	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ◎火災予防と避難訓練 ●冬休みの生活と安全	◎家庭学習について ◎卒業に当たって ●規律正しい生活 ●運転免許取得にあたって		
・中間考査 ・明神社大祭 ・廟参	・南嶺祭(文化祭) ・追悼法会 ・公開授業 ・廟参 ・マラソン大会	・期末考査 ・冬休みの諸注意 ・終業式 ・冬期講習(特進) ・2学期学業不振者補習	・始業式 ・廟参 ・入学試験 ・期末考査(3年)	・海外研修 ・常楽会 ・廟参 ・卒業式	・終了式 ・春休みの諸注意 ・春期講習(特進) ・3学期学業不振者補習
・校外巡視 ・校内巡回	・校外巡視 ・校内巡回	・校外巡視 ・校内巡回	・免許取得の指導(3年生) ・校外巡視 ・校内巡回 ・入社前指導	・校外巡視 ・校内巡回	・校外巡視 ・校内巡回
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	春季合宿の安全
・授業時の安全管理点検 ・事故災害時の応急手当の徹底	・南嶺祭の安全対策 ・マラソン大会の安全対策	・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理	・換気・採光設備の点検検査 ・交通規則の徹底	・交通規則の徹底 ・研修旅行安全対策	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・研修旅行安全対策 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生のまとめ
・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具)	・学校環境の安全点検整備(校庭) ・ストーブの取扱い方	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ・防災施設・設備の点検整備	・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具) ・火気器具の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設、設備) ・火気器具の安全点検	・今年度の安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用机・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・第1ブロック校長会 ・第1ブロック生活指導部会 ・高野町生活指導部会	・安全に関する広報活動	・年末の交通安全運動 ・保護者面談週間	・第1ブロック校長会 ・第1ブロック教頭会 ・第1ブロック生活指導部会	・安全に関する広報活動	・今年度活動の評価と次年度の計画立案 ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

6. 広域通信制課程

(1) 教育課程・使用教科書

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
国語	現代の国語	2	芸術	音楽Ⅰ	2
	言語文化	2		音楽Ⅱ	2
	論理国語	4		美術Ⅰ	2
	文学国語	4		美術Ⅱ	2
	国語表現	4		書道Ⅰ	2
	古典探求	4		書道Ⅱ	2
地理歴史	地理総合	2	外国語	コミュニケーションⅠ	2
	地理探求	3		コミュニケーションⅡ	4
	歴史総合	2		コミュニケーションⅢ	4
	日本史探求	3		論理・表現Ⅰ	2
	世界史探求	3		論理・表現Ⅱ	2
公共	公共	2		論理・表現Ⅲ	2
	倫理	2	家庭	家庭基礎	2
	政治・経済	2		家庭総合	4
数学	数学Ⅰ	3	情報	情報Ⅰ	2
	数学Ⅱ	4		情報Ⅱ	2
	数学Ⅲ	3	総合的な学習の時間	人権学習	2
	数学A	2		地域学習	2
	数学B	2	学校設定教科	宗教一般Ⅰ（弘法大師伝）	2
	数学C	2		宗教一般Ⅱ（釈尊伝）	2
理科	科学と人間生活	2		宗教一般Ⅲ（仏教概論）	2
	物理基礎	2		社会福祉基礎	2
	物理	4		介護概論	2
	化学基礎	2		介護実践	2
	化学	4		商業	2
	生物基礎	2		産業社会と人間	2
	生物	4		人間と社会	2
	地学基礎	2		初心 真言宗勤行入門	2
地学	4	宿坊体験①		2	
保健体育	体育	8		宿坊体験②	2
	保健	2		宿坊体験③	2
				高野山名所探求①	2
				高野山名所探求②	2
				高野山名所探求③	2
				大学履修科目▲	2～10
			学外学修	2～20	

太字は学校設定科目

(注)

- 卒業までに74単位以上を修得すること。特別活動は30時間の活動が必要。
- 総合的な探求の時間の必履修単位は(2)単位とする。(学習指導要領総則第3第3款1項による)
- ▲のついた科目は、コーススクーリング日と別に出席が必要となる科目。
- 学校設定教科に学外学修とは以下のものを指す。

① NHK 高校講座視聴

② 各種資格取得（英検、漢検、数検、TOEIC、ワープロ検定、空海、高野山検定等）

③ 各種活動（スポーツ、文化・芸術活動、就労体験、ボランティア、海外留学等）

【特別活動】

高野山探訪

- 歴史探訪
- 文化探訪
- 自然探訪

教科	科目	発行所	教科書名
国語	現代の国語	東書	002-901 新編現代の国語
	言語文化	東書	002-901 新編言語文化
	論理国語	東書	701 新編論理国語
	文学国語	東書	701 文学国語
	古典探求	東書	701 新編古典探求
	国語表現		
地理歴史	地理総合	東書	002-901 地理総合
	歴史総合	東書	002-901 歴史総合
	地図	東書	701 新高等地図
公共	公共	東書	002-901 公共
	政治・経済	東書	701 政治・経済
数学	数学Ⅰ	東書	002-905 改訂版 新数学Ⅰ
	数学Ⅰ 解答編	東書	002-906 改訂版 新数学Ⅰ 解答編
	数学Ⅱ	東書	717 新数学Ⅱ
	数学Ⅱ 解答編	東書	718 新数学Ⅱ 解答編
	数学A	東書	002-905 改訂版 新数学A
	数学A 解答編	東書	002-906 改訂版 新数学A 解答編
	数学B	東書	702 数学B Standard
	数学B 解答編	東書	702 数学B Standard 解答編
理科	科学と人間生活	東書	002-901 改訂 科学と人間生活
	物理基礎	東書	002-902 改訂 新編物理基礎
	化学基礎	東書	002-902 改訂 新編化学基礎
	生物基礎	東書	002-902 改訂 新編生物基礎
保健体育	体育Ⅰ	大修館	050-901 現代高等保健体育 改訂版
	体育Ⅱ	大修館	050-901 現代高等保健体育 改訂版
	体育教科書	大修館	ステップアップ高校スポーツ
	保健	大修館	050-901 現代高等保健体育 改訂版
芸術	音楽Ⅰ		
	書道Ⅰ	東書	002-9011 書道Ⅰ
外国語	英語コミュニケーションⅠ	東書	002-901 All Aboard English Communication I Revised
	英語コミュニケーションⅡ	東書	701 All Aboard Communication II
	論理・表現Ⅰ	東書	002-901 NEW FAVORITE English Logic & Expression I Revised
家庭	家庭基礎	東書	002-901 家庭基礎
	家庭総合	東書	002-901 家庭総合
情報	情報Ⅰ	東書	002-901 情報新編Ⅰ
	人権学習		
	地域学習		
学校設定 教科	宗教一般Ⅰ（弘法大師伝）	高野山真言宗布教研究所	青少年のための仏教読本
	宗教一般Ⅱ（釈尊伝）	高野山真言宗布教研究所	青少年のための仏教読本
	宗教一般Ⅲ（仏教概論）	高野山真言宗布教研究所	青少年のための仏教読本
	社会福祉基礎	実教	701 社会福祉基礎
	介護概論		
	介護実践		
	初心 真言宗勤行入門	高野山真言宗教学部	仏前勤行次第
	高野山名所探求	総本山金剛峯寺	高野山

(2) 生徒状況

令和8年5月1日現在

	男子	女子	計
本 校	1 2	1 0	2 2

(3) 教育環境

- (イ) 高野山高等学校（本校舎）
和歌山県伊都郡高野町高野山2 1 2
- (ロ) 東京学習センター
東京都港区高輪 3-15-18
高野山東京別院 内

(4) 協力校

- 学校法人 高野山学園 高野山大学
和歌山県伊都郡高野町高野山 3 8 5
- 学校法人 綜藝種智院 種智院大学
京都市伏見区向島西定請 7 0 番地
- 学校法人 宣真学園 宣真高等学校
大阪府池田市荘園 2 丁目 3 番 1 1 号
- 学校法人 横浜清風学園 横浜清風高等学校
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町 446 番地

(5) サポート校

- 一般社団法人 菜の花教育研究会
- 志栄学舎
- ダーウィン学習塾
- とことん個別指導学院
- 有限会社マックスプランニング
- 有限会社トーワエステート
- 学習塾エキスパート
- 若草塾
- フリースクール グリー
- だるま塾
- 学研 C A I スクール 北信太山駅前教室
- 学習塾くぼた
- 一所懸命 井上塾
- 結城塾
- フリースクール いと
- 月見学道

7. 図書館概要

(1) 閲覧規則抜粋

1. 閲覧方式は開架式として自由閲覧とする。
2. 閲覧者は本校教職員並びに生徒とする。
3. 開 館
 - 平日登校日は午前8時30分より午後5時00分までとする。
 - 登校日以外の土曜日午後、日曜日、祭日は特別な場合を除き閉館する。
4. 貸出方法
 - 館外貸出しは1回3冊までとし、期限は14日間とする。
 - 館外貸出しの場合は、読書票に所定の記入を行ない、図書と共に係員に提出して貸出しをうける。
 - 返却の時は、図書の点検を受けた後、係員の捺印をうけること。
 - 図書を紛失した場合は、現物弁償を原則とする。
 - 図書を著しく破損、汚損した場合はその事情に応じて相当の弁償を申しつける。

(2) 蔵書内容（日本十進分類法）

000（総 記）	799	500（工学家庭）	273
100（哲学宗教）	1,476	600（産業簿記）	380
200（歴史地誌）	900	700（芸 術）	735
300（社会科学）	736	800（語 学）	389
400（自然科学）	532	900（文 学）	4,880

計 11,100

8. 校則

(1) 全日制課程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法、学校教育法、私立学校法に基づき高等学校普通教育および専門教育を施すとともに宗祖弘法大師の御遺誠に則り伝統と環境を生かして、円満なる人間性を養い個性を確立し、社会的知性豊かな人材の育成を目的とする。

(名 称)

第2条 本校は高野山高等学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は和歌山県伊都郡高野町高野山212番地に置く。

第2章 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第4条 本校の修業年限は3年とする。

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日より 8月31日まで

第2学期 9月1日より 12月31日まで

第3学期 1月1日より 3月31日まで

(休 業 日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

1. 日 曜 日

2. 国民の祝日・休日

3. 夏期休業日

4. 冬期休業日

5. 春期休業日

6. 前号に掲げるものの他特に必要と認めた日

② 教育上必要があるときは休業日に授業をし、授業日に休業することがある。

③ 非常災害その他急迫の事情あるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程および授業日時数

(教育課程)

第8条 本務の教育課程は全日制・宗教科と全日制普通科とし、次の表のとおりとする。

(授業日数)

第9条 各学年の授業日数は190日以上とする。

第4章 単位の修得、課程の修了および卒業

(単位の修得)

第10条 単位の修得認定に関する規定は別にこれを定める。

(課程修了、卒業)

第 11 条 各学年の課程の修了は、所定の 31 単位を修得したものとし、卒業までに全課程 93 単位を修得しなければならない。

尚、普通科特別進学コースについては、各学年 44 単位を修得したものとし、卒業までに全課程 132 単位を修得しなければならない。

また、宗教科Ⅱ類は各学年 34 単位を修得したものとし、卒業までに全課程 102 単位を修得しなければならない。

② 前項の基準から判断して進級又は卒業させることを不相当と認めるときは原級に留め置くものとする。

③ 卒業を認定したものには卒業証書を授与する。

第 5 章 生徒定員および教職員組織

(学級数、定員)

第 12 条 宗教学級数 3、定員 90 名とする。普通科学級数 9、定員 360 名とする。

(職員組織)

第 13 条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| 1. 校 長 | 1 名 |
| 2. 教 頭 | 1 名 |
| 3. 教 諭 | 12 名以上 |
| 4. 助 教 諭 | 若干名 |
| 5. 講 師 | 若干名 |
| 6. 寮 監 | 若干名 |
| 7. 事務職員 | 3 名以上 |

② 校長は校務を総括し所属教職員を監督する。

③ 教頭は校長を補佐し、校務を整理する。

④ 校長、教頭以外の職員はそれぞれ校務を分掌する。

第 6 章 入学、転編入学、転学、留学、休学および退学

(入学資格)

第 14 条 本校の第 1 学年に入学することができる者は、中学校卒業者、またはこれと同等以上の学力があると認めたとする。

(出願手続)

第 15 条 入学を出願しようとする者は、出身中学校を経て本校校長宛次の書類に入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

1. 本校所定の入学願書
2. 本校所定の調査書

(入学許可)

第 16 条 入学は、入学試験の成績、面接、調査書その他必要な書類等を資料として行なう入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。

(入学手続)

第 17 条 選考に合格した者は、学校の定める期日までに所定の手続きをとり入学許可を得なければならない。

- ② 入学を許可された者は、誓約書並びに保証書を提出しなければならない。保証人は必要に応じて保護者の任務を代行するものとする。
- ③ 保護者、保証人を変更したときは改めて誓約書・保証書を提出しなければならない。
- ④ 保護者、保証人の住所、その他身上に著しく異動のあったときは保護者は所定の書類を以て遅滞なく校長に報告しなければならない。

(転入学および編入学)

第18条 転入学または編入学の時期は1・2年生は、学年の始めから12月15日、3年生は学年の始めから9月15日までとする。

(編入学の許可資格)

第19条 第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し前各学年の課程を修了した者もしくはそれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(転・編入学出願手続)

第20条 転入学希望者は本校所定の願書に検定料を添えて願い出るとともに次の書類を現在籍校長より本校校長に送らなければならない。

1. 転学照会書
2. 在学証明書
3. 成績証明書(学年修了証明書付)

② 編入学希望者は、次の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

1. 本校所定の願書
2. 課程修了証明書
3. 成績証明書

(転・編入学許可・手続)

第21条 転・編入学の許可、または手続きは、第16条、第17条を準用する。

(転学)

第22条 本校より他校への転学は、一家転住等やむをえない事由によるもののほかは原則として許可しない。

(留学)

第23条 外国の高等学校に留学する場合の規定については別に定める。

(休学)

第24条 生徒が疾病その他やむをえない事由により休学をしようとするときは、所定の願書にその事由を明らかにし、必要書類を添えて保護者から願い出て許可を受けなければならない。

- ② 結核性疾患その他の事由により、休学を必要と認めた場合には、校長は保護者を通して生徒に休学を命ずることができる。
- ③ 休学中の授業料は半額を納入するものとする。

(復学)

第25条 復学は原則として、一年以内の学年始めとする。ただし事由を具して再度願い出た場合は後一年までこれを認める。

- ② 復学をしたい場合は所定の書類を以て保護者から願い出て許可を受けなければならない。

(退 学)

第26条 生徒が退学をしようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添えて保護者から願い出て許可を受けなければならない。

第7章 授業料、入学金および諸費

(授 業 料)

第27条 本校の授業料及び諸費用は次のとおりとする。

入 学 金	130,000円
施 設 費	160,000円
同窓会入会金	10,000円
授 業 料 (年額)	457,000円
校 費 (")	24,000円
I T 教育費 (")	20,000円
建築特別基金 (")	60,000円
クラブ後援会費 (")	12,000円
生 徒 会 費 (")	12,000円
育 友 会 費 (")	12,000円

- ② 前項授業料および諸費は、各学期ごとに納入することを原則とする。
各学期の納入期限は、1学期分6月末迄、2学期分9月末迄、3学期分1月末迄とする。但し12カ月の月割分納も可。分納の場合、毎月5日までに納入するものとする。分納希望者は学校規定の「分割納入願」を提出する。
- ③ 授業料減免の必要があると認めた生徒にはこれを減免することもある。
- ④ 前項の他教育上必要と認めた場合には、臨時費を徴収することもある。

(滞 納)

第28条 授業料および諸費を滞納し、納入の見込みがないときは、出席停止または退学にすることができる。

(検 定 料)

第29条 入学検定料は別にこれを定める。

(納入金の不還付)

第30条 前27条、29条に従っていったん納入した納入金は原則として返還しない。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第31条 生徒が成績性行ともに優秀で他の模範となるときはこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第32条 生徒が校則および学校の定める諸規則に違反し、生徒としての本分にもとる行為のあったときは懲戒処分を行なう。

- ② 懲戒は退学・停学および訓戒とする。
- ③ 下の各号の一に該当する場合は退学を命ずることがある。
1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2. 成績不良で成業の見込みがないと認められる者
3. 正当の理由がなくて出席常でない者
4. 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者

第9章 寮

(位 置)

第33条 寮は和歌山県伊都郡高野町高野山212番地に置く

(入・退寮)

第34条 寮への入寮は所定の入寮願及び寮誓約書兼身元引受書を以て保護者が願い出て校長の許可を得なければならない。保証人は必要に応じて保護者の任務を代行するものとする。

- ② 退寮する者は所定の退寮願を以て保護者から願い出て、校長の許可を得なければならない。
- ③ 寮に関する必要な事項については、本校の「寮則」の定めるところによる。
- ④ 寮費、食費、諸費用を滞納した場合は退寮を命ずることがある。

第10章 制服、通学

(制 服)

第35条 生徒の制服は別に定める服装規定によるものとする。

(通 学)

第36条 自宅、山内寺院、親戚宅より通学する者以外の生徒は寮より通学せねばならない。電車通学を希望する者は所定の書類を以て保護者が願い出て、校長の許可を得なければならない。

下宿は認めない。

第11章 補 則

第37条 校則施行に必要な細則は校長がこれを定める。

付 則

本校則は令和8年4月1日より施行する。

従前の校則はこれを廃止する。

(2) 広域通信制課程

第1章

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法、私立学校法に基づき高等学校普通教育および専門教育を施すとともに宗祖弘法大師の御遺誠に則り伝統と環境を生かして、円満なる人間性を養い個性を確立し、社会的知性豊かな人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本課程は、高野山高等学校広域通信制課程という

(位置)

第3条 本課程は、和歌山県伊都郡高野町高野山 212 番地に置く。

(課程、学科、収容定員及び就業年限)

第4条 本課程の学科、収容定員、修業年限は、次表のとおりとする。

課程		収容定員(人)	修業年限
通信制(単位制)	普通科	900	3年以上

第2章 学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 本課程は、学年を分けて、次の2学期制とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本課程は通信単位制のため休業日はもうけない。

第3章 教育課程、学習指導、学習の評価及び卒業等

(教育課程)

第7条 本課程の教育課程は、学習指導要領の定める基準により、校長が編成する。

(学習指導)

第8条 本課程の学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、教科用図書、通信教育用学習図書、その他の教材の使用による学習並びに添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

2 同時履修単位数の限度、科目別履修機関、放送の利用については、校長が定める。

(学校外における学修及び単位認定)

第9条 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領の示すところに従い、地域や学校の実態を十分考慮して、学校外における学修及び単位認定を定めることができる。

(学校設定科目及び学校設定教科)

第10条 校長は、教育基本法及び学校教育法並びに高等学校学習指導要領等の示すところに従い、地域や学校及び生徒の実態を十分考慮し、学校設定科目及び学校設定教科を定めることができる。

(連携措置)

第 11 条 校長は、都道府県教育委員会の指定する技能連携施設(以下「指定技能教育施設」という)における学習について、連携措置を行うことができる。

(面接等の指導)

第 12 条 生徒は、本校又は本校が指定した協力校、大学、短大、専修学校、指定技能教育施設等、面接指導実施施設において、面接等の指導を受けなければならない。

(学習の評価)

第 13 条 学習評価の方法は、校長が定める。

(単位の認定)

第 14 条 校長は、添削指導、面接指導、試験等の成績を総合判定し、単位修得を認定する。

2 校長は、生徒が指定技能教育施設において、連携計画に基づき連携措置に係る科目を学習し、その成果を試験等の成績で総合判定し、単位修得を認定することができる。

3 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。

(卒業の認定)

第 15 条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めた者について、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第 4 章 入学、留学、休学、退学、及び転学

(入学資格及び入学時期)

第 16 条 本課程に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

(2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第 9 5 条第 3 号の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣が指定した者

(4) その他、校長が中学校の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

2 入学の時期は、毎年 4 月と 10 月とする。なお、編入・転入による随時入学は第 23 条による。

(教育を行う区域)

第 17 条 通信教育は、日本国内に住所を有する者に対して行うものとする。

(生徒募集の公告)

第 18 条 生徒募集に関して必要な事項については、校長が定め、これを告示する。

(出願手続)

第 19 条 入学志願者は、所定の入学願書に入学志願調査書及び別表の入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学者の選抜及び入学許可)

第 20 条 校長は、入学志願者に対し、入学者の選抜を行う。

2 前項の規定による選抜は、調査書その他必要な書類等を資料として行う。

第21条 校長は、前項に規定する入学者選抜の結果、適当と認められる入学志願者に対し、入学を許可する。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、所定の時期までに、保護者及び保証人と連署した誓約書並びに本人及び保護者の住民票を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、満20歳を超えた者は、保証人及び本人とする。
- 3 前項に定める手続きが、所定の時期までに行われないうちは、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学及び転入学)

第23条 校長は、本校に編入学又は転入学を希望する生徒がある場合は、その事情及び学力を審査した上で、これを許可することができる。

(保護者及び保証人)

第24条 保護者は、生徒の一身上の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

- 2 保証人は、保護者に事故あるときは保護者に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない。

第25条 校長は、保証人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第26条 保護者は、保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に変更の届け出を行い、かつ改めて誓約書を提出しなければならない。

- 2 保護者又は保証人が、転籍、転居、氏名変更又は改印したときは、生徒は速やかに校長に届け出なければならない。

(留学)

第27条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、校長に留学を願い出ることができる。

- 2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。
- 3 その他留学に関する規程については、別に定める。

(休学)

第28条 生徒が、病気その他やむを得ない理由のため3月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 校長は、前項の願い出が正当なものと認められるときは、2年以内の期間で、休学を許可することができる。
- 3 休学中の在籍管理料として1ヶ月あたり500円を納入するものとする。

(復学)

第29条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その理由を具し、保護者（やむを得ない場合は、保証人）と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第30条 生徒は、退学するときには、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者及び保証人と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 その他転学に関する規程については、別に定める。

(在籍)

第32条 在籍期間については、校長が別に定める。

(出校停止)

第33条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、法定伝染病にかかった者に対し出校停止を命ずることができる。

第5章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第34条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表のとおりとする。

2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分の全納、もしくは、前期・後期ごとに、各期分を全納しなければならない。

3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし特別の事情があると校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第35条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(滞納)

第36条 校長は、生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込がないと認めた時は、その生徒を本校の学籍から除籍することができる。

(物品の弁償)

第37条 校長は、生徒が、本校、協力校及び面接指導実施施設の校舎若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部若しくは一部を弁償させることができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第38条 校長は、学業、人物、その他に優れ、他の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第39条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項に規定する退学処分は、次の各号に該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (2) 正当な理由なく、学習指導に定める科目の履修が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 職員組織

(職員)

第40条 本課程の教職員は全日制課程との兼務を原則とするが、教頭及び専任の教諭、事務職員を適宜おくことができる。

2 本課程には、前項に掲げる職員のほかに、必要な職員を置くことができる。

第8章 協力校

(協力校)

第41条 協力校、学習センター、面接指導・試験実施施設は別表のとおりとする。

第9章 補則

第42条 この校則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則 この規程は平成27年9月1日から施行する。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。

9. 高野山高等学校育友会

(1) 令和8年度役員

会 長	楠 博 州
副 会 長	新 家 何 奈
〃	堀 井 泰 造
会 計	知 念 亜 沙 香
〃	高 木 真 也
書 記	今 井 邦 夫
〃	山 本 七 重
会 計 監 査	富 田 久 美 子
〃	中 村 玲 実

(2) 高野山高等学校育友会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は高野山高等学校育友会という。
- 第 2 条 本会は事務所を高野山高等学校内に置く。
- 第 3 条 本会は高野山高等学校在籍生徒の保護者、並びに在職の教職員で組織する。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は高野山高等学校の校風の樹立、教育の向上、並びに教育環境の整備に寄与し、もって教育の充実を図ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
1. 学校の施設・整備の充実に必要な資金の獲得、並びに援助。
 2. 学校保健体育の奨励。
 3. 生活指導、進路指導の援助。
 4. クラブ活動の育成援助。
 5. 同和教育の推進と援助。
 6. 教職員の修養、研究の援助。
 7. 会員相互の親睦互助、その他本会の目的に必要な事項。

第 3 章 方 針

- 第 6 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 第 7 条 本会は営利的、政党的な態度はとらない。
- 第 8 条 本会は学校の教育目的を達成するため活動し、学校の管理運営事項、及び人事権に干渉してはならない。

第 4 章 会 員

- 第 9 条 本会の会員は在籍生徒の保護者、及び在職の教職員とする。

第 5 章 役 員

- 第 10 条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長 1 名（教職員を除く）
 2. 副 会 長 若干名（教職員を除く）
 3. 常任委員 若干名
 4. 書 記 1 名（教職員）
 5. 会 計 2 名（内 1 名は教職員）
 6. 会計監査 2 名（教職員を除く）
- 第 11 条 役員を選出は総会において行ない、その選出方法は運営細則によるものとする。
- 第 12 条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を統べ、総会・委員会等すべての集会を招集する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 書記はすべての会合を記録し、集会の通知をする。
 4. 会計は本会の全ての財務を担当し、その関係書類を記録保管し、会計簿はいづつでも閲覧に供し、総会においてその収支を報告しなければならない。
 5. 会計監査は会計を監査し、結果を総会において報告しなければならない。
- 第 13 条 役員の仕事は 1 年とする。但し、再任は妨げない。
1. 補欠により役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。
 2. 役員は任期満了後においても後任者の就任するまでその職務を行なうものとする。
- 第 14 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が推薦し、総会において決定する。顧問は会長の諮問に応ずるとともに、必要に応じ各種の集会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 常任委員会

- 第 15 条 常任委員会は運営細則第 4 条による者をもって構成する。

- 第 16 条 常任委員会の任務は次の通りとする。
1. 事業計画を審議し、会務を処理する。
 2. 総会に提出する報告、及び議案を作成する。
 3. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
 4. その他、本会の運営上必要な事項を処理する。
- 第 17 条 常任委員会は委員の過半数以上の出席を以て成立する。

第 7 章 総 会

- 第 18 条 総会は年 1 回以上開く。また、会員の 3 分の 1 以上より請求がある時はこれを開く。
- 第 19 条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。但し可否同数の時は議長がこれを決す。
- 第 20 条 次の事項は総会の決議を必要とする。
1. 事業計画及び予算の承認。
 2. 決算の承認。
 3. 役員を選出、承認。
 4. 規約の改正。
 5. その他、重要事項。
- 第 21 条 総会の議長はその都度常任委員会で選出する。
- 第 22 条 会計監査は年 1 回以上行なう。

第 8 章 会 計

- 第 23 条 本会の経費は会費、事業収入、寄附金をもってあてる。
- 第 24 条 会費の額は総会において決定する。会員は所定の会費を必ず納入するものとする。但し、教職員は免除する。
- 第 25 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 補 則

- 第 26 条 本会則の運営に関する細則は常任委員会において別に定めることができる。
- 第 27 条 必要に応じ支部を設置することができる。

附 則

- ①本改正会則は昭和 51 年 9 月 18 日より実施する。
- ②本改正会則は平成 5 年 6 月 12 日より実施する。
- ③本改正会則は平成 9 年 5 月 24 日より実施する。

(注) 育友会運営細則、育友会互助会規則は別に定める。

10. 高野山高等学校同窓会

会 長	中 西 隆 英
副 会 長	河 野 良 文
〃	佐 伯 隆 定
監 査 役	辻 秀 道
校 長	橋 本 真 人
教 頭	富 田 向 真
事 務 局	古 谷 真 帆
事 務 局	岡 本 美 空
事 務 局	高 木 真 也

支 部 長

北 海 道	油 屋 泰 澄	兵 庫	上 山 秀 禪
東 京		淡 路	木野本 快 隆
神 奈 川	服 部 全 弘	播 磨	丹 生 司 祥
群 馬	吉 井 良 弘	但 馬	小 川 祐 泉
長 野	白 馬 義 文	大 阪	中 西 隆 英
新 潟	荒 木 快 英	岡 山	橋 本 高 諄
静 岡	大 嶽 明 純	徳 島	服 部 文 昭
愛 知	鈴 村 信 明	愛 媛	亀 山 性 海
奈 良	河 野 良 文	九 州	原 弘 善
紀 北	伊 南 陽 弘	沖 縄	大 城 俊 龍
紀 南	塩 崎 正 和	北 米	宮 田 諦 詮
高 野 山	辻 秀 道	ハ ワ イ	秋 山 泰 憲

高野山高等学校同窓会会則

(総則)

第1条 本会は、高野山高等学校同窓会(以下「同窓会」という)といい、事務局を高野山高等学校内に設置する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連携と親睦をはかり、会員と母校との関係を緊密にし、その発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- ① 母校への後援
- ② 母校への生徒募集支援
- ③ 母校在学生徒への後援、および進路指導支援
- ④ 会員、および会員団体への後援
- ⑤ 同窓会員名簿の維持・管理
- ⑥ 同窓会広報誌の発行
- ⑦ 全国支部長総会、親睦会、講演会、研修会その他の会合の開催
- ⑧ その他の必要な事業

(会員)

第4条 本会は、高野山高等学校卒業生、および中途退学者をもって会員とする。

(支部)

第5条 本会は、都道府県、または国の内外の必要な地区に支部組織を設置する。

- 2 会員は、支部組織に所属する。
- 3 各支部に、支部長1名を置く。
- 4 支部組織に関する規定は、必要に応じて各支部において定める。
- 5 第1項の他に、役員会の承認を得た場合は、同窓生の団体として認める。

(役員)

第6条 本会に、次の各号の役員を置く。

- ① 会長1名
- ② 副会長3名
- ③ 支部長 各支部ごとに1名
- ④ 会計監査2名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、および支部長は役員の互選により選出し、全国支部長総会の承認を得るものとする。

- 2 会計監査は、役員会において選任し、全国支部長総会の承認を得るものとする。

(役員任期)

第8条 会長、副会長、支部長、および会計監査の任期については4年とし、再任は妨げない。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次の各号のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を総監する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、または会長の職務を代行する。
- ③ 支部長は、支部を代表し、本会の事業に関する諸般の事項を処理する。
- ④ 会計監査は、本会の財政について監査し、業務執行の状況について意見を述べる。

(役員会)

第10条 役員会は、次の各号により会長が招集し、議長となる。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 役員構成員の3分の1以上の開催請求があったとき。
- ③ 会計監査による開催請求があったとき。
- 2 役員会は、会長、副会長、支部長、および会計監査をもって構成する。

3 役員会は、書面による意思表示、および代理人を含めた過半数の出席がなければ、議決することができない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

5 次の各号に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- ① 全国支部長総会に提出する議案
- ② 会務の執行に関する重要事項

(全国支部長総会)

第 11 条 全国支部長総会は、年 1 回開催し、会長が招集する。

2 臨時の全国支部長総会は、役員会の議決を経て、会長が招集する。

3 全国支部長総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

4 次の各号に掲げる事項は、全国支部長総会の議決を経なければならない。

- ① 会則の追加・変更
- ② 事業計画、および報告
- ③ 収支予算、および決算
- ④ 役員会において、全国支部長総会の議決が必要と認める重要事項

(経費)

第 12 条 本会の経費は、会費と寄附金、およびその他の収入をもってあてる。

2 会費は、高野山高等学校に入学する生徒は、終身会費として 10,000 円を、入学時に一括納入するものとする。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。(活動報告等)

第 14 条 本会の連絡、および報告事項は、同窓会広報誌において行う。

(事務局)

第 15 条 本会の事務を処理するために、高野山高等学校内に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局に関する必要な規定は、役員会の議決を経て会長が定める。

(会則の改廃)

第 16 条 この会則の改廃は、全国支部長総会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

11. 部活動後援会

(1) 役員

会 長	中 西 隆 英
副 会 長	河 野 良 文
〃	片 山 弘 文
会 計	高 木 真 也 (高野山高校 事務長)
理 事	吉 井 良 弘
理 事	橘 隆 寛
〃	青 木 正 勝
〃	丸 井 弘 亘
〃	井 本 大 雅
〃	丹 生 司 祥
監 事	岡 村 法 秀

(2) 高野山高等学校部活動後援会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、高野山高等学校部活動後援会と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会は、事務所を和歌山県伊都郡高野町高野山 高野山高等学校内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、高野山高等学校（以下「本校」という。）における部活動の後援及び部活動の環境整備に関する事業を行い、部活動の振興を図り、本校の教育の充実に寄与することを目的とする。

第 2 章 事 業

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校の部活動の日常活動並びに對外活動への援助に関する事業（部活動の活動経費、部活動の競技力向上等に必要な経費、大会出場に係る経費、生徒旅費及び引率費などへの支出）
- (2) 本校の部活動の設備、備品の充実に係る事業（部活動の設備、備品などへの支出）
- (3) 本校の部活動の環境の整備充実に係る事業（部活動施設などへの支出）
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業（部活動後援会雇用の人件費などへの支出）

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本校の卒業生で、本会の目的に賛同して入会した者をもってこれに充てる。
- (2) 賛助会員 前号に掲げる者以外の者で、本会の目的に賛同して入会した者、又は団体をもって充てる。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、申込書を会長に提出し、その承認を受ける。

第 4 章 役 員

(役員)

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、理事 若干名、監事 2 名を置く。

(役員を選出)

第 8 条 役員を選出は、次の各号により行う。

- (1) 会長及び、副会長、会計は、理事会で互選する。
- (2) 理事は、高野山高等学校同窓会のクラブ後援会会員の中より選出する。

(役員職務及び権限)

第 9 条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計を処理する。
- (4) 理事及び監事は理事会に出席し、意見を述べるができる。

(役員任期)

第 10 条 役員任期はすべて 2 年とする。但し、再任を妨げない。また、補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 11 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。

第 5 章 会 議

(会議)

第 12 条 本会の会議は理事会とする。

(理事会)

第 13 条 理事会は会長、副会長、理事・会計・監事をもって構成し、会長が招集する。但し、理事の 3 分の 1 以上の者から会議に付すべき事項を示して理事会の招集の請求があった時は、これを招集しなければならない。

第 14 条 理事会は 2 分の 1 以上の理事の出席がなければ、これを開くことができない。

- (2) 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (3) 会議の議長は、会長がこれに当たる。

第 15 条 理事会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

1. 会則の改廃
2. 予算及び決算
3. 事業計画とその報告
4. 会費の賦課及び徴収方法

第 16 条 理事会に付議しなければならない事項は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、の選出に関する事項
2. 会計の承認に関する事項
3. 監事の委嘱に関する事項
4. 顧問の委嘱に関する事項
5. 理事の 3 分の 1 以上が提案した事項

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 本会に事務局を置く。

- (2) 事務局員の選定、その他の事務局の運営に必要な事項は、理事会で定める。

第 7 章 会 計

(経費)

第 18 条 本会の経費は会員の会費、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとし、本会の目的及び事業以外に支出してはならない。

(監査)

第 19 条 監事は年 1 回監査を行わなければならない。但し、必要と認める時は随時行うことができる。

2. 監事は監査の結果を理事会に報告しなければならない。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(付則)

この会則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

高野山高等学校校歌

亀山久雄 作詞
沢 康雄 作曲

白 光 ゆ た かーに そらに みーちー 地に
 せいめいのー気 をーたとうー名もー高野なる
 ーれーいいきのー千 古の 宝 塔ー天 をましー
 ーさん宝 をたたえなきー流 風 ささやく秘趣の こえ

一、白光ゆたかに 空に満ち
 地に聖明の 気を湛う
 名も高野なる 霊域の
 千古の宝塔 天を摩し
 鳥、三宝を讃え鳴き
 流風ささやく 秘趣の声

二、曼荼の五彩 とこしえに
 壯嚴微妙の 樂さゆる
 蓮八葉の 峰の上
 真理の法灯 求めつつ
 濁世の闇を 照らすべき
 吾等の使命ぞ 尊しや

三、羊の群の さ迷える
 広野を遠く 見はるかし
 聖気あふれて 清らなる
 胸に玲瓏 信の火を
 燃やして立つや 向上の
 かたき一路を 進みなん

四、理想の海に 船出して
 人世の怒濤 さかまくも
 正義の白帆 かがやきて
 剛毅朴訥 純潔の
 正気あふるる 我が行く手
 栄光ある勝利の 陽は照らす